

笠間市議会予算決算委員会総務企画分科会記録

令和8年3月2日 午前11時00分開会

出席委員

委員長	川村和夫君
副委員長	河原井信之君
委員	坂本奈央子君
〃	田村幸子君
〃	西山猛君
〃	大関久義君

欠席委員

なし

出席説明員

消防長	谷口哲也君
市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
消防次長兼消防総務課長	原田正美君
予防課長	菊地光穂君
予防課長補佐	園部喜夫君
警防課長	中村猛君
警防課長補佐	平沢崇君
秘書課長	川又英生君
秘書課長補佐	鈴木俊明君
秘書課G長	須藤弘君
秘書課G長	橋本真理子君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	塩田拓生君
人事課G長	川井章裕君
市民課長	松本光枝君
市民課長補佐	立原好雄君

市民課 G 長	佐山 明 君
市民課 G 長	海老澤 房江 君
かさま市民窓口センター長	綱川 葉子 君
いわま市民窓口センター長	高田 彰子 君
企画政策課 長	森 望 君
企画政策課 長 補佐	井坂 亜紀子 君
企画政策課 G 長	大平 慎吾 君
企画政策課 G 長	小室 正 君
政策推進室 長	飯島 亮 君
政策推進室 主査	國井 智 君
政策推進室 係長	枝川 尚樹 君
企業誘致・移住推進課 長	滝田 憲二 君
企業立地推進室 長	佐藤 隆 君
企業誘致・移住推進課 長 補佐	山口 美徳 君
企業誘致・移住推進課 主査	橋本 博昭 君
デジタル戦略課 長	稲田 和幸 君
情報政策調整官	長谷川 尚一 君
デジタル戦略課 長 補佐	中澤 信二 君
笠間支所地域課 長	根本 薫 君
笠間支所地域課 長 補佐	小澤 宝二 君
笠間支所地域課 G 長	鈴木 桂一 君
笠間支所地域課 G 長	佐久間 由貴 君
岩間支所地域課 長	橋本 祐一 君
岩間支所地域課 長 補佐	石井 敬司 君
岩間支所地域課 G 長	田辺 覚 君
岩間支所地域課 G 長	柏 剛史 君
総務課 長	甘利 浩行 君
総務課 長 補佐	木村 幸広 君
総務課 G 長	池田 文徳 君
総務課 G 長	松葉 茂博 君
総務課 G 長	千葉 裕子 君
財政課 長	本 凶 亜紀 君
財政課 長 補佐	橋本 貴文 君
契約検査室 長	小谷 淳一 君
財政課 長 主査	塙 隆之 君

資産経営課長	小貫 彰 君
資産経営課長補佐	横須賀 忍 君
資産経営課 G 長	瀧本 新一 君
資産経営課 G 長	船橋 匡 君
税務課長	山崎 由美子 君
税務課長補佐	平沢 知之 君
収税課長	打越 英樹 君
収税課長補佐	豊田 信雄 君
収税課 G 長	友部 直通 君
収税課 G 長	内桶 隆博 君
収税課 G 長	瀬谷 真由美 君
危機管理課長	谷田部 仁史 君
危機管理課長補佐	菅谷 清二 君
危機管理課 G 長	小林 雄一 君
危機管理課 G 長	橋本 太郎 君

---

**出席議会事務局職員**

議会事務局次長	石井 謙
次長補佐	鶴田 貴子

---

**議 事 日 程**

令和 8 年 3 月 2 日（月曜日）

午前 1 1 時 0 0 分開会

1 開会

2 案件

（1）付託案件の審査

・議案第20号 令和 8 年度笠間市一般会計予算

---

午前 1 1 時 0 0 分開会

○川村委員長 それでは、委員会に引き続き分科会に移ります。

ただいまの出席委員は 6 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会総務企画分科会を開会いたします。

議案等の説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より、石井次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐にお願いいたします。

審査は、本日と明日の2日間で行います。

今期定例会において予算決算委員会総務企画分科会に依頼されました、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査であります。

審査日程表の順序で行いますので、よろしくをお願いいたします。

審査の方法につきましては、課ごとに歳入、歳出の科目ごとの主な内容について説明を受けた後、質疑を行い、本日の審査分について本日の最後に自由討議を行いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、傍聴の申出がありましたので、御報告いたします。

---

○川村委員長 それでは初めに、消防本部所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明を願います。

消防次長兼消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 消防本部原田でございます。よろしくお願ひします。

まず、歳入でございます。

議案書24ページをお開きください。

14款使用料及び手数料、2項手数料、26ページに参りまして、5目消防手数料、1節消防手数料350万円。こちらは、危険物を取り扱うガソリンスタンドや工場などの危険物施設の設置及び変更許可申請に係る手数料でございます。

続きまして、27ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、30ページに参りまして、5目消防費国庫補助金、1節消防費補助金42万円は、消防団員の熱中症対策として、体を保冷剤で冷却するアイスベストを整備するものでございます。

38ページを御覧ください。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入、1節物品売払収入37万1,000円は、消防団車両更新等による廃車となる車両を官公庁オークションで売却する収入予定額でございます。

続いて、42ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、43ページ、5目雑入、2節雑入、48ページに参りまして中ほどの行より下、消防団員退職報償金受入金1,850万円。こちらは、消防団員等公務災害補償等共済基金からの受入金でございます。

下の行に行きます。高速自動車道救急業務支弁金684万6,000円。こちらは、高速自動車道における救急業務において、東日本高速道路株式会社からの支弁金でございます。

下の段、22款市債、1項市債、49ページに参りまして、6目消防債、1節消防債8,840万円のうち、まず常備消防車両更新事業債4,430万円でございます。笠間市消防署配備予

定の救急車購入財源でございます。

また、その下は、消防救急無線指令センターシステム整備事業債4,410万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

176ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算額13億2,445万円。前年度比較1億2,172万1,000円の増。財源内訳は、特定財源のうち、地方債4,410万円、その他1,045万8,000円、一般財源は12億6,989万2,000円でございます。

2節給料から次のページ、4節共済費のうち、時間外勤務手当以外は人事課所管ですので、7節報償費から御説明いたします。

7節報償費、施設使用謝礼198万円。こちらは、市内に設置してある防火水槽660基の土地の賃借の謝礼でございます。

1段飛んで、10節需用費、消耗品費743万8,000円は、職員の活動服や救急服などの貸与費や事務用品などの購入経費でございます。

続きまして、11節役務費477万9,000円、うち通信運搬費282万5,000円は、固定電話や災害現場等で使用する携帯電話、マイナンバーカードを活用した救急情報閲覧や予防業務DX化などに使用するタブレットの通信使用料でございます。

また、3行下がりまして、抗体検査等手数料141万7,000円。こちらは、深夜業務に従事する交代制勤務職員、B型肝炎、C型肝炎の抗体検査を含む健康診断手数料が主なものでございます。

続きまして、13節使用料及び賃借料127万4,000円、うち機器リース料44万4,000円は、消防の立入検査などで使用する防火対象物の施設に係る図面などの台帳を電子データ化するための読み取り機のリース料。

また、次のページ、3行目、寝具リース料57万9,000円。こちらは、交代制勤務職員の衛生的な環境を整えるため、敷布団やマットレス等をリースする費用でございます。

178ページ、17節備品購入費73万6,000円は、火災等で着用する防火服3着分の購入経費でございます。

18節負担金補助及び交付金6,823万9,000円、下から2行目、茨城県立消防学校入校負担金309万7,000円。こちらは、職員の資質向上を図るため、専科教育や新規採用職員の初任教育に係る入校負担金でございます。

179ページ上からになります。茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金2,003万5,000円、また下の行、同じく茨城消防救急無線・指令センターシステム整備負担金4,413万円。こちらは、県内22消防本部で構成する消防指令センターの運営協議会負担金及びシステム整備負担金でございます。

続きまして、2目非常備消防費、予算額6,971万9,000円。比較しまして266万2,000円の

減。財源内訳は、特定財源、その他1,850万4,000円、一般財源5,121万5,000円でございます。

1節報酬、消防団員報酬2,510万7,000円は、消防団員の階級に応じて支給する年額報酬や火災等の災害に出動した際の出動報酬でございます。

下の段、7節報償費1,854万7,000円、うち下の行、退職消防団員報償金1,850万円は、退職した消防団員に対し、階級や在団年数に応じて支給する報償金でございます。

下の段に行きます。8節旅費608万9,000円、うち費用弁償608万8,000円は、消防団員が訓練等に出動した際の費用弁償でございます。

続きまして、10節需用費108万8,000円、うち消耗品費101万6,000円は、新入団員の活動服の購入が主なものでございます。

13節使用料及び賃借料87万6,000円、うち主なものは、消防団管理システム使用料76万6,000円。こちらは、消防団員の人事台帳、報酬、費用の管理など、事務の効率化を図るため導入したシステム使用料でございます。

下の段、18節負担金補助及び交付金1,796万5,000円、うち一番下、消防団員公務災害共済基金掛金136万3,000円。これは、消防団員の公務上の損害補償などに要する掛金でございます。

180ページの上段になります。消防団員退職報償金掛金1,382万4,000円は、消防団員が退職する際に支給するための掛金でございます。

下の行、消防団員福祉共済掛金167万7,000円は、消防団員が安心して活動できるようにする共済制度の掛金です。団員の活動が公務か否かにかかわらず死亡または傷害を受けた場合の弔慰金や見舞金などが支給されます。

続きまして、3目消防施設費、予算額1億1,476万円。比較しまして4,800万2,000円の増。財源内訳は、特定財源、国県支出金42万円、地方債4,430万円、その他7万3,000円、一般財源は6,996万7,000円でございます。

10節需用費3,849万2,000円。こちらは、消防本部及び消防団の燃料費989万9,000円、消防署や消防団員の詰所の光熱水費1,461万5,000円、また庁舎、消防団詰所の修繕及び各車両の車検や修繕料853万2,000円、そして救急業務で使用する除細動パッドやディスクグローブ、酸素マスクなどの購入費用の医薬材料費370万円でございます。

続きまして、11節役務費248万8,000円は、消防団詰所などの浄化槽汲取手数料や消防車両の車検に係る費用、保険料などが主なものでございます。

181ページを御覧ください。

12節委託料942万6,000円、うち1行目、施設保守点検委託料130万4,000円は、消防本部庁舎のエレベーターや各消防署の空調設備の保守点検委託料でございます。

一番下の行になります。器具点検保守委託料372万9,000円は、救急現場で使用する心電図モニター、火災現場で使用する空気ボンベ等の保守点検委託料などが主なものでござい

ます。

続きまして、14節工事請負費180万4,000円は、地権者より土地の売却に伴う撤去要望による防火水槽1基の撤去工事費でございます。

下の段、17節備品購入費5,585万3,000円。こちらは、笠間消防署配備予定の高規格救急車更新事業として4,970万9,000円、また市内公共施設に設置するAED本体や屋外型収納ボックスの購入費477万4,000円が主なものでございます。

下の段、18節負担金補助及び交付金538万7,000円。消火栓3基分の設置負担金が主なものでございます。

下の段になります。26節公課費84万4,000円は、車検に伴う常備消防車両9台と消防団車両11台の自動車重量税でございます。

なお、4目災害対策費は、市危機管理課所管となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○川村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 48ページ、高速自動車道救急業務支弁金の支払いのシステムを教えてください。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 高速自動車の救急業務の支弁金でございますが、これは総務省消防庁より消防隊1隊の掛金が毎年毎年何千円という数字が改められまして、それに伴う、インターチェンジの数とか救急出動の件数の割合、そして維持するための費用などの計算によって、東日本の高速自動車道より支払われるもので、年2回支払われるものでございます。

以上でございます。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 高速道路を使って救急業務を行った消防があつたりしても、それに対する料金の、料金所は通らないですか。そういうものの、悪い言い方をすれば、後始末の金額とは違うのですか。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 こちらの支弁金につきましては救急業務の活動に伴う資金となりまして、高速道路を使用する使用料につきましては、災害出動に関しましては無料でございます。

以上です。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 これ、算出の仕方というのはきちっと、では成り立ってるわけですよ、自治体、自治体で。その辺、分かりやすく説明できないのですか、算出の、計算方法。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 算出方法としまして、四つございます。

まず、一つ目が、こちら救急隊が1隊維持するのに要する費用ということで、これは総務省消防庁が毎年示される金額でございます。例えば、7,600万円が1年間救急隊1隊で使われるよというような形で、毎年総務省からその数字が各消防署に充てられます。

もう一つは、高速道路の救急出動の平均救急出動の割合ということで、人口に対して国勢調査、人口の確定値によって何%、掛ける何%。

それでまた、三つ目が、インターチェンジの数によって1個、2個、3個でまた掛ける係数が違まして、笠間消防本部は三つありますので、掛ける2という、2乗を乗じたりとかという計算になります。

そして、最後は、救急出動回数の割合、本年度、令和6年度で計算するのですが、34件で、25回以上から50回未満は1.5とか、50件以上は2.0とかという係数を掛けていって、それで支弁金の計算が成り立つようになっております。

以上でございます。

[発言する者あり]

○原田消防次長兼消防総務課長 そういうことです。

○川村委員長 ほかにありませんか。

大関委員。

○大関久義委員 先ほど、備品購入費の中で、消防車両、国庫補助金として4,300万円組むのですけれども、この車両自体はどのぐらいを想定をしていらっしゃるのですか。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 警防課長の中村です。

今回、令和8年度の購入の車両なのですけれども、高規格救急車、そちらのほうになります。金額は、約4,970万円になります。救急車両の金額ですが、4,970万円になります。

以上です。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 そうすると、笠間市の持ち出しは500万円ぐらいの持ち出しで大丈夫だということが成り立つのですが、それでよろしいですか。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 今回、緊急防災・減災事業債ということで、4,970万円のうちの3割負担になると思います。

以上です。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 3割負担というと、4,430万円が収入、国庫補助で入ってくるんだけど、3割になっていくと、3割以内ということだったら構わないけれども、3割という割合だと500万円まで、ということは下回っちゃうの。

いや、それは。それはそれとして、高規格のものの車両は、今の消防署で持っている規格では、同じようなものというのはあるんですか。それとも、それよりもっと上のクラス、設備でも何でも整えているというようなものなのですか。それは、そして、どこに配置したのですか。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 この救急車ですけれども、緊急消防援助隊使用といたしまして、今、笠間消防署に笠間救急2号車として配備しているものを更新するものでございます。

装備としましては、今回、電動ストレッチャー、そちらのほうを装備するような機材があります。新たに、電動ストレッチャーを設置します。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 それと、先ほど貯水槽を1個撤去する費用が計上されております。この貯水槽を撤去するということに当たって、代替のものというのがあるのかどうか、それをお伺いしたい。

それと、消火栓の設置という部分がありました。消火栓の設置は、多分水道課が工事をするときに消防署から水道課のほうにお願いをして、その金額を計上しているということだと思うのですが、その地域はどこなのか。

それと、今、貯水槽がなくなって、消火栓からだと間に合うよというようなものというの、大分出てきていると思うのですが、実際に火災が発生したときに消火栓から取れる割合というの、どの程度なのか。例えば、一つの火災だったらいいんですけれども、強風があって、火災がずっと延焼していたといったときに、貯水槽、初期の消火だと思うのですが、貯水槽があるのとないのと、消火栓だけのものでも消火をする場合の障害となる、そういうものの想定というのはどういうふうになっているのですか。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 まずは、この防火水槽撤去の場所になるんですけれども、これは大田町、ちょうど南友部地区でコロンビアというパチンコ屋さんがあったところなんですけれども、その40立米の防火水槽を撤去する予定になってます。これを撤去するにも、やはり周辺の水利なんか地権者と相談をしまして、周りの水利状況を見ながら約140メートルの方眼内で消火栓があるというところで、撤去ということになります。

それと、先ほどの消火栓を設置して、その消火栓がどのぐらいその火災で活躍するのかということなのですが、確かに今は規定がやはり消防力の基準でありまして、配管が75ミリ以上で1分間に1立米の流量が保たれる消火栓、そちらのほうを火災で活用するということです。

再度、今度は、さらに大規模の火災になったとき、そのときには、やはり同じ配管で消火栓を使っているとどうしても圧力が下がりますので、そういうときには、ほかの配管からの消火栓を使用して消火活動に当たるということです。

以上です。

○川村委員長 暫時休憩します。

午前 11 時 25 分休憩

---

午前 11 時 26 分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

田村委員。

○田村幸子委員 181ページのところで、備品購入費5,585万3,000円の中のAEDの屋外ボックス477万4,000円ということですが、これは現在旧友部町の中の小中学校に配備されていると思いますけれども、この477万4,000円は何台分というか、ボックスが幾つで、どこまで広げていただけるのか、お伺いしたいと思います。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 ただいまの御質問ですが、令和8年度のAED購入につきましては7基、場所としては友部消防署、岩間消防署、くるす保育所、笠間小学校の児童クラブ、それと笠間市役所の笠間支所のほう、それと市民センターいわま、地域交流センターみなみの7施設になります。

今回、ボックスを設置するのが5施設ありまして、これが稲田小学校、大原小学校、笠間小学校、岩間第一小学校、岩間第二小学校の5施設になります。今回で、笠間市内の小中学校のボックスの設置は終了するんですけども、ただAEDボックス、別に小学校、中学校にかかわらず必要と思われるときには、今後検討しながら設置していけたらなとしております。

以上です。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 そうしますと、公共の施設であれば、例えばいろいろな環境の中で、ここにはやっぱり屋外の24時間体制のものを造ったほうが良いという御要望とか、またそういった考えがあれば、今後も増やしていけるということによろしいでしょうか。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 そのとおりでございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

河原井委員。

○河原井信之委員 179ページの旅費608万8,000円は、訓練の際にということですけど

も、どのような訓練で何名分のものなのか、お聞かせください。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長原田正美君。

○原田消防次長兼消防総務課長 こちらの消防団員のほうの訓練なのですが、訓練の内容としましては、夏季訓練としまして各消防署において、各2個分団、3個分団ということで、個別個別細かく分けまして、各自消防職員が基本的なものから延長に関わるものの訓練等をするものでございます。

秋にやっぱり秋季訓練になりますと、基盤点検とか、秋季訓練につきましては、成果を生かした長距離的なホース延長の、実際に行う消防団の訓練を予定しております。

訓練する団員につきましては、約500名程度を考えております。

以上でございます。

○川村委員長 ほかにありますか。

田村委員。

○田村幸子委員 49ページだったと思うのですが、今回からマイナンバーカードが救急のときに活用されるということですが、これはどのようなシステムというか、仕組みになっているのかを一つお伺いしたいと思います。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 マイナンバーカードですが、保険証とひもづけしてあるマイナンバーカードを使用するわけです。救急現場でマイナンバーカードを使用して、それを救急車でタブレットを使って、カードリーダーがついているものなのですから、こちらで確認して閲覧できるということです。閲覧のみです。

それを、その情報、やはり正確なので、それを基に救急活動の迅速化とか、病院の選定なんかに役立てるといふところになります。

以上です。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 そうしますと、例えば救急車を呼んだときに、マイナンバーカードを提示しないといけない。持って、お渡しして、見ていただかないと分からないということですか。

○川村委員長 警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 そのとおりでございます。

これは、令和8年度からは全国的に運用開始となりますので、最初に指令センターで119番を取ったときに、マイナンバーカードがあるようでしたら用意しておいてくださいということは伝えてあると思います。

以上です。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 3 2 分休憩

---

午前 1 1 時 3 3 分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室秘書課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

秘書課長川又英生君。

○川又秘書課長 秘書課の川又でございます。よろしくお願いいたします。

令和 8 年度笠間市一般会計予算のうち、秘書課所管分の主なものにつきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

予算書 43 ページをお開きください。

21 款諸収入、4 項雑入、5 目雑入、2 節雑入のうち、秘書課所管分は、1 段目の有料広告掲載料 246 万 5,000 円でございます。広報かさまや市ホームページへの広告掲載料、市役所ロビーで放送しておりますモニター広告の広告料など、事業者からの広告収入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書 54 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費のうち、秘書課所管分でございますが、55 ページをお開きください。7 節報償費でございます。1 段目の記念品代 117 万 2,000 円のうち、秘書課分は 101 万 2,000 円でございます。日本ゴルフツアー選手権の市長賞や市表彰の記念品が主なものでございます。

次に、56 ページをお開きください。

1 段目の 8 節旅費でございます。2 番目の普通旅費 465 万円のうち、秘書課分は 252 万 7,000 円で、市長、副市長及び職員の会議や研修出席のための旅費、台湾や合気道、忠臣蔵など都市交流推進のための旅費でございます。

次の段の 9 節交際費 150 万円は、交際費支出基準に基づき支出する市長の交際費に係る費用でございます。

一番下の 12 節委託料でございます。57 ページをお開きください。4 段目のドローン活用事業委託料 99 万円でございますが、3 月末に連携協定締結を予定しております I T 未来高校と産業技術短期大学校と連携した I T 人材育成の取組としまして、今年度に引き続きドローン技術を使った課題研究に必要な費用を計上しております。

なお、産業技術短期大学校につきましては 4 月から 4 年制の情報テクノロジー大学校と

なりますが、こちら引き続き連携を進めていきたいと考えております。

次の段、台湾交流事務所運営委託料1,958万4,000円でございますが、活動経費の見直しや事務所移転、人員削減などの管理費を大幅に見直すことにより、効率的な運営を進めてまいります。これまでに築き上げましたネットワークを生かしつつ、専門知見を持つ台湾企業と連携した活動を進めてまいりたいと考えております。

58ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金1,841万4,000円のうち、秘書課分は297万8,000円でございます。本年度笠間市で開催した忠臣蔵サミットへ参加するための参加負担金をはじめ、茨城県市長会や全国市長会などの会費や研修に係る負担金が主なものでございます。

下から2段目の台湾交流事業補助金48万円につきましては、台湾の大学生の市役所でのインターンシップの受入れに際しまして、期間中の家賃、生活費の一部補助を行うものでございます。

続きまして、59ページをお開きください。

2目文書広報費のうち、秘書課所管分の主なものにつきましては、一番下の段、12節委託料でございます。次の60ページをお開きください。上から4段目、システム改修業務委託料63万4,000円は、LINEと連携した道路損傷報告システムを追加するための市ホームページの改修費用でございます。

次の広報かさま印刷・発送業務委託料1,379万4,000円は、毎月発行をする広報かさまの印刷製本業務と301か所への広報紙の発送業務を行うための委託料でございます。

次のレイアウト作成業務委託料308万9,000円は、広報かさまのデザイン及びレイアウト作成業務を行うための委託料でございます。

次の取材記事作成委託料99万円は、SNSによる魅力的な情報発信のため、市の公式フェイスブックに掲載するイベントなどの取材や記事作成をプロのライターに委託するための費用でございます。

次の広報かさまスマホ版作成業務委託料47万6,000円は、令和6年11月から運用開始しましたスマホでの閲覧に最適化したスマホ版広報かさまと広報かさまお知らせ版のウェブページ作成業務委託料でございます。スマホ版広報かさまの普及啓発につきましては、将来的な紙文書の削減と区長の負担軽減のための有効手段としまして、今後も各行政区に協力をいただきながら回覧文書の電子化の実証実験を進めるとともに、様々なイベントにおいて積極的なPRを図ってまいりたいと考えております。

次の13節使用料及び賃借料のうち、上から3段目、システム・サーバ使用料292万1,000円につきましては、市ホームページのシステム・サーバ使用料や視覚に障害のある方がホームページを利用する際の音声読み上げ機能の使用料などでございます。

以上が秘書課所管分の予算の説明になります。よろしくお願いたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

河原井委員。

○河原井信之委員 60ページなのですからけれども、広報かさまの印刷・発送、またはホームページの委託料がありますけれども、これは紙媒体を減らしてインターネット媒体にしたいという今、お話ありましたけれども、大きな首都圏ではやはり紙媒体やってないでもうみんなウェブになっていますけれども、地方のほうなんかやっぱり紙が多いというふうに考えていて、負担が多いからという話もありましたけれども、負担があるからということで全部廃止していってしまうと地域のコミュニティーというものが希薄化してしまうと思うのですけれども、そういった議論はありますか。

○川村委員長 秘書課長川又英生君。

○川又秘書課長 紙のものについてはなるべく電子化で進めていきたいという思いはあるのですが、当然、今現在紙で見たいという方がかなりの数いらっしゃるというか、高齢者なんかは特にそういった声大きいということは確認しておりますので、その辺は状況を見ながら進めていきたいと思っております。

実際に、総務課のほうでそういった電子回覧板を進めているのですが、なかなかちょっと進みが悪いというような状況もあります。実際に電子版にした場合についても、例えば回覧板は電子にしたとしても、地域のいろいろな場所にそういった情報、例えば広報かさまだとかそういったものは、そういった地域に置くものについては増やしていくということを考えていかなければならないなというふうに思っております。

○川村委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 負担があるという話ですけれども、どの程度その負担の声が上がっていて、これがどの程度このホームページに移行することでなくなっていくのかとか、そういったところは、よく検討する必要があると思うんです。その地域の行政区内で、例えばお祭りだとか、子ども会だとかその年度のリーダーの意見が強くて、例えば子どもは本当は交流したいのに親同士が嫌だということで廃止されていってしまうところが多いので、この広報かさまの配布はやはり負担はあると思うのですけれども、それがなくなってしまうと、地域にどこの誰が住んでいて、どこに独りで住んでるお年寄りがいてということが認識がなくなってしまうと、その地域自体が存在が薄れていってしまうので、そこら辺は十分検討していただきたいというふうに思います。

私からは以上ですけれども、お答えは。

○川村委員長 秘書課長川又英生君。

○川又秘書課長 行政区を担当している総務課ともよく協議をしながら進めていきたいと思っております。

○川村委員長 ほかにありませんか。

大関委員。

○大関久義委員 56ページ、普通旅費が465万円計上されております。この普通旅費というのは、秘書課だけの計上でよろしいですか。

それと同時に、その下の9節のところ、市長の交際費150万円が上がっているのですが、ずっと150万円の中で年間どのぐらい交際費を使用しているのか、その辺のところも踏まえて予算が150万円上がっていると思うのですが、昨年度、その前の年ぐらいの交際費の使用、費用について、2点お伺いします。

○川村委員長 秘書課長川又英生君。

○川又秘書課長 普通旅費465万円のうち、秘書課分につきましては252万7,000円でございます。市長、副市長、私たち職員の研修だったり、出張だったりというような分の旅費となっております。

あと、交際費、予算150万円でございますが、直近のもので行きますと、令和6年が約112万円、令和5年が110万円でございます。今年度1月末現在でございますが、令和7年度は約105万円を支出している状況でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 秘書課のほうで、普通旅費の中で460万円のうち百二十何万円という話なのですが、秘書課で旅費を使う場合、想定される人員というのはどのぐらいですか。

それと、旅費規程の中でどこまで出せるというものがあるのかどうか。例えば、旅費の場合に、宿泊も旅費の中に入ると思うのですが、それは今回変わりましたよね、宿泊施設の部分の使える部分というのが上がりました。上がった中で、この予算の中で大丈夫なのかどうかお伺いしたい。

それと、市長交際費の中で、交際費として使用可能なものは限られていると思うのですが、その辺のところでも市が主催するものに招待された場合に、そういうお祝いみたいな形とか、会費というようなものなのかな、そういうものも含めた中で、年間、使用回数ほどのぐらいあるのか、お伺いします。

○川村委員長 秘書課長川又英生君。

○川又秘書課長 旅費につきましては、今回改正になった規定によりまして計算をした金額でございます。もちろん、この中には、大きなものにつきましては、例えば海外に行った場合の飛行機代だったりとか宿泊代だったりとか、国内もちろん宿泊代は、今回改正になった規定に基づいて計算をした金額となっております。

人数につきましては、市長、副市長と、あと基本的には市長公室長も含めた秘書課職員の分の金額となっております。

あと、交際費の使い道でございますが、こちらでも支出の基準がございまして、特に公的な部分という決まりではないのですが、式典だったり、そういったものに招待されたとき

のお祝い金であったり、あとは弔意としまして、こちらは公的な方が亡くなられたときの香典といたしますか、そういったものにも支給できるような基準となつてございます。回数につきましては、令和5年が178件、令和6年が185件、令和7年が、今現在ですが122件となつてございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 分かりました。そういう規定があると思うのですがけれども、一般的に考えて、例えば包んでいく金額の割合というのは一般的なものの中でやっていると思うのですがけれども、今、物価高騰とかいろいろな形の中であると思うので、首長として出すときに恥ずかしくないような金額で出していきたいと思うんです。だから、その辺のところは、課長、部長を含めた中で通常どのぐらいなのかというものを判断した中で、それらに対応していただきたいというふうに思っております。

それと、57ページの台湾交流事務所運営委託料ということで、1,958万4,000円が計上となっております。今回は、事務所を移転してどうのこうのというようなことではありますが、今までと比較して多いのか少ないのか、それともこのものに対して、今後台湾の交流事業をどのようにしていくのか含めて、予算と計画という両方をお伺いいたします。

○川村委員長 秘書課長川又英生君。

○川又秘書課長 予算の比較でございますが、前年と比較しまして、先ほどありましたように、事務所を移転したり、あとは現地スタッフ、こちらから派遣に行っているものではなくて現地スタッフ2名を雇用してありますが、そちらを1名にすることによりまして、約540万円を今年度予算を削減をしております。

今後の計画でございますが、そちら今までいろいろなイベントに参加して、インバウンドの促進といったもの、そういった活動をしてきたのですが、そういった活動も見直しまして、こちらについては特に民間の企業、台湾の企業と連携して、いろいろなPRだったり活動ができないかということで、来年度はそういったことに切り替えて活動していきたいというふうに思っております。

○川村委員長 ほかにありませんか。

坂本委員。

○坂本奈央子委員 60ページのシステム改修業務委託料63万4,000円のところで、お話には道路通知の改修ということだったのですが、改修することでどのようなことができるようになるかについて、伺います。

○川村委員長 秘書課長川又英生君。

○川又秘書課長 道路の損傷につきましては、基本的には窓口に来ていただいたり、あと電話で通報をいただいているというのが現状でございます。こちら、LINEのリッチメニューの中にそういった項目を増やしまして、そちらから写真つきで送っていただくことで場所も特定できますし、あとはその状況が今すぐ対応するべきものなのか、どこか業者

に連絡してすぐやっただくものだったり、あとは何か資材を持って行って市のほうで対応できるものなのかとか、そういった判断もできますので、そういった業務がスピーディーになるということと、あとは連絡があったら一旦現地を見に行つてそういった判断をしなきゃならないという手間も、ちょっと減るかなというふうに考えております。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 分かりました。

今ももう既に道路通知みたいなアイコンは出ているのですけれども、さらにそれをバージョンアップするという形になるということなのでしょうか。

それと、この1件の改修をするのにこの63万4,000円がかかっているのかということと、通常LINEの行政の公式LINEの運用には固定費というものがかかっているところとかかかってないところとあると思うんですけれども、笠間市は固定の運用費がかかってないものなのか、伺います。

○川村委員長 秘書課長川又英生君。

○川又秘書課長 今、リッチメニューのほうに上がっているものは国交省のシステムに飛ぶようになっておりまして、何かちょっと国交省のシステムがあまり使い勝手がよくない。国交省のほうに市民の方が連絡をしても、国交省から連絡があるのは電話で連絡があるらしいんですよ。なので、そこは、写真なり何なりがきちんとして送れるようなシステム改修を、今回したいと考えております。

1件63万円というような費用がかかるのですが、現在LINEの固定費というのは、笠間市はかかっておりません。実際、LINEをもうちょっとバージョンアップさせたような使い方している市町村もあるので、そちらは今後参考にしながら、どういったものがあるのかというのはいきなり考えていきたいと思っております。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 ありがとうございます。その公式LINEについては、LINEを登録している方が、やはりもともとのアプリを携帯電話に入れている方がやはり多いアプリなので、LINEを登録してもらおうということが一番SNSの活用では有効なのかなと思うところなので、そのLINEの機能がより使えるようになることのほうがそういう登録の推進にもなると思うので、今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ここで13時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山委員が退席いたしました。

次に、人事課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 人事課です。よろしくお願いいたします。

予算書42ページから43ページを御覧ください。

初めに、歳入の主な内容について御説明いたします。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入のうち、43ページの上から6番目にございます、派遣職員負担金4,090万9,000円は、笠間地方広域事務組合、笠間県央環境衛生組合、茨城租税債権管理機構への派遣に伴います職員の人件費分の負担金収入でございます。

その下の駐車場利用料684万円は、職員及び会計年度任用職員の駐車場利用料で、1人当たり月600円の年間の利用料でございます。

下から7番目の職員宿舍家賃負担金52万8,000円は、国へ派遣する職員の宿舍借上料に対する自己負担分の収入でございます。

続いて、歳出でございます。

54ページから58ページにかけてを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、主な内容を御説明いたします。

56ページを御覧ください。

下段の12節委託料のうち、人事課所管分の主なものでございますが、一番上の職員健康診断委託料447万8,000円は、市立病院及び茨城県総合健診協会へ職員及び会計年度任用職員の健康診断を委託するための費用でございます。

次のメンタルヘルス委託料315万8,000円は、職員及び会計年度任用職員を対象にストレスチェックやメンタルヘルスセミナーを実施するほか、メンタルヘルスに係るカウンセリング業務や産業医面談等を医療法人へ委託するための費用でございます。

次の職員採用試験委託料183万4,000円は、日本経営協会総合研究所が設置いたしますテストセンターで採用試験を実施するための費用及び面接試験に民間から面接官を派遣依頼するための費用でございます。

次の職員研修委託料296万6,000円は、新規採用職員や人事評価者研修、ハラスメント防止研修など、外部講師への委託により研修を行うための費用でございます。

57ページを御覧ください。

上から7番目のハラスメント相談窓口委託料105万6,000円は、職員のハラスメント防止対策といたしまして、職員からの相談に迅速かつ適正に対応いたしまして、また相談しやすい環境づくりに向け、外部相談窓口を新たに開設するための委託料でございます。

その下の給与管理サブシステム構築委託料770万円は、外部委託により給与事務の負担軽減を図ることで、職員の育成確保及び安全衛生管理業務などの充実が図れるよう、給与関連業務のサブシステムを構築するための委託料でございます。

続いて、13節使用料及び賃借料のうち、人事課所管分は、上から5番目の職員宿舍借上料としまして、国へ派遣となる職員2名分の宿舍借上料363万3,000円を計上するほか、職員採用試験に際しまして受験者からの申込みから合格発表に至るまでをウェブ上で管理できる、職員採用管理システム使用料115万5,000円などがございます。

次に、58ページを御覧ください。

18節負担金補助及び交付金のうち、人事課所管分の主なものといたしまして、一番上の研修負担金62万2,000円は、外部研修機関での研修負担金でございます。

また、上から5番目の職員自治研修負担金は、茨城県自治研修所への研修負担金として20万円を計上するほか、下から3番目の自己啓発促進補助金200万円は、職員が語学や土木、福祉など業務を行う上で有意義な資格を取得する場合や、自己啓発休業制度を利用しまして大学等で資格を取得するための学費を補助するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

田村委員。

○田村幸子委員 57ページのハラスメントの外部講師の御相談業務の方をお願いするのに105万6,000円ということですが、これはどのような方を、また何名相談員としてお願いするのでしょうか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 外部の方をこちらにお招きするのではなくて、外部の機関のほうに委託をいたしまして、そこで専門の方が対応していただける形になります。

何名と申しますのは、そちらの機関のほうで採用なさっている方が対応していただけると思いますので、何名というのはこちらでは把握はしてはございません。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 現状として、こういったハラスメントというのは現実、市の中でも何件もあるのでしょうか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 令和6年度に関しましては、うちのほうに正式に申請が上がってまいりましたのが5件、相談そのほかにも、そこまですではなくて相談がありますという形で上がってきたのが1件という形です。

令和7年度につきましては、きちんとした申請が上がってきたものが今のところ1件、

同じく申請までは行かなくても相談があったのは1件という形でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 上がってきた案件に関しましての解決というのは、どのような方向で向いて行っているのか、そこまで分かればお願いします。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 まず、今のところ、窓口といたしましては、人事課のほうで窓口ということになってございますので、職員の方からそういうような御相談があったときには、まずハラスメントを受けたという方から相談を受けまして、内容をよく確認をいたします。それで、ハラスメントの、いわゆる加害者となられているという申出があった方にもお話を聞きますし、またその周りの方からも状況をよく聞いた上で、詳細を十分把握いたします。その内容を、ハラスメント対策委員会というのが今ありますので、そちらのほうに諮りまして、これはハラスメントである、あるいはハラスメントではないというような対応といたしますか、結論、決定をいたします。

仮に、これはハラスメントだよということで該当になった者につきましては、今度懲戒審査会のほうにかけるといったような形で対応してございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 この委員会というのは、どのようなメンバーで、何人ぐらいでなっているんですか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 内部の職員で今のところは構成しておりまして、副市長、市長公室長、総務部長、それから教育部長、もう1人、消防長という形で構成してございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

大関委員。

○大関久義委員 58ページ、自己啓発促進補助金という200万円、これは前から上がっていると思うんですけども、1人の方が使える最高の金額、あるいは、例として昨年、あるいは一昨年でもいいんですけども、何名ぐらいが利用されて、どういうものがあったのか、お伺いいたします。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 令和6年度の例で一応申し上げます。令和6年度につきましては13件申請が上がってございまして、全部で165万4,700円という形です。

そのうち、大学の履修につきまして補助できるという制度がございまして、こちらについては、大学の学費の2分の1、100万円ということが補助できることになっておりますので、こちらが上限になってます。この方が1人いましたので、それが一番大きかったです。

その大学の履修以外のものにつきましては、限度額が1人当たり10万円ということで設定をしている、こういうふうな内容になってございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 大学の場合は100万円が限度なのか、それとも2分の1ということであると、もう少しかかった場合は100万円を超えるのか、限度が大学の場合は100万円が決まっているのかどうかを、まず一つお伺いすると、それと今、何名か、最高10万円というような形なのですけれども、この10万円はやはり2分の1以内ということの規定があるのかどうか。その辺のところ、利用する、自己啓発の部分で資格とかいろいろな形があると思うんですけれども、それに対して利用できるものも、再度お伺いいたします。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 先ほどの大学の部分につきましては、学費の2分の1で、なおかつ100万円が限度という形になっております。

そのほかの資格の取得等につきましても、かかったものの2分の1で、かつ限度額が10万円までということになってございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 分かりました。

その場合に、例えば10万円までなのですけれども、利用する方にとって、大学のときは100万円まで出るのに、資格を取るための費用として2分の1以内ということで、例えば40万円かかるといったときに、2分の1だと20万円負担してもらいたいのが、この2分の1という規定があるとすれば、そういうものを考えがあると思うのですが、10万円で切つてあるという、そのほかで利用する場合は10万円で切つたという、その理由というのは何かあるのですか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 大学の履修のことをまず申し上げますけれども、学費については、授業をずっとやっていて200万円程度年間かかるといたしますと、100万円というのが半分で大体そのぐらいかなというところで合致してくるかと思うのですが、そのほかの単発の資格の取得につきましては、今までも補助はしてきているのですけれども、大体、消防のその特殊車両の資格の取得なんかにつきましては9万何千円ぐらいの補助額で済んでいるところが多いです。20万円弱ぐらいで取得をなさっているうちの2分の1の、10万円弱ぐらい補助しているということでやっていますので、大体の資格の取得につきましてはほぼ10万円ぐらいで、その方の自己負担分の2分の1ぐらいは賄えているのかなという現状がございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

坂本委員。

○坂本奈央子委員 56ページの職員研修委託料296万6,000円なのですが、令和7年度の予算は478万5,000円であったと思いますが、大幅な200万円近くの減額、150万円とかの金額なのですけれども、これの理由は何か伺えますか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 昨年度は、ちょっと大きな金額のものが計上されていたというのがありまして、職員の特に若手向けに適性診断的なものを委託しておりまして、その職員の特性的なところを、例えば脳波を診断していただくような委託料を取っておりまして、そのものに約160万円ぐらい計上していたというのがありまして、令和8年度につきましては、これは計上してございません。

というのは、3年目から4年目ぐらいの職員を対象にやろうということでちょっと考えがございまして、毎年ではなくて、2年に1回ぐらいでその特性を見ていきたいなというのがありましたものですから、隔年で計上した経緯がございまして。その部分で、今回は減額になってございます。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 今までやっていたものをやらなくなったということなんだろうなと思ったのですけれども、やらなければいけないものの中も削ってしまったのかなと思って気になったので質問したのですが、そういうことで、新人研修の特別なものを導入していたということで、分かりました。

では、通常やっている研修として、来年度特に注力したいとか、今年度とは変わったような取組等があれば、教えていただきたいと思うのですが。通常やっているのは何年研修みたいなものを対象者にやっているということだと思っておりますけれども、そのあたりで伺えればと思います。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 来年の研修計画につきましては、実は今ちょっと作成をしている最中というのがございますけれども、必ずやりたいなというところで大事な研修といたしましては、接遇研修でありますとか、先ほど来お話が出ております、ハラスメント防止研修でありますとか、それから自治研修所等を利用いたしまして新たに部長、それから課長、課長補佐になられた方などにつきましては、それぞれの職責に応じた知識を身につけられるような研修を、引き続きやっていきたいなと思っております。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 ありがとうございます。接遇研修というところだと思っておりますけれども、今はオンライン申請を増やしていこうということで、市民の利便性もそちらのほうが上がるということもあります。やはり市役所の窓口で対応をよくされただけで、市役所が頑張っているねとか、市役所のイメージがとても上がる、そこに直結することだと思うので、接遇研修などは実施していただきたいと思っております。

以上です。

○川村委員長 ほかにありますか。

河原井委員。

○河原井信之委員 56ページのメンタルヘルス委託料315万8,000円ですけれども、これは具体的にどういうふうなことをされてるんですか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 こちら、医療法人と契約をしてございまして、こちら医療法人のほうに、メンタル等で不調になられてしまった職員がいた場合には、カウンセリング的なものといったしまして、メンタルサポートの事業を委託をしてございます。

なおかつ、メンタル不調で休職まで至ってしまった職員がいた場合には、こちらの職員と産業医のほうもこの中で委託をしておりますので、産業医の方と面談をしていただくことによって復職のタイミングなどを見計らって、復職に向けてサポートしているというような事業を行ってございます。

○川村委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 前年度は、何人受けられましたか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 カウンセリングといったしまして、メンタルサポート事業といったしましては79件というところで、こちらについては令和7年度中の、まだ年度末までは行ってませんけれども、今のところ79件の実績ということでございます。産業医の面談につきましては、今のところ3件の実績ということになってございます。

○川村委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 とても内容的にはプライバシー的なことなので、あまり深くできないような内容もあるのかなと思うのですけれども、この79件と産業医が3件受けたというその内容は行政のほうでは把握されていて、それをどのように改善していくかというふうな取組はどのようなふうになされていますか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 河原井委員おっしゃられましたように、ちょっとプライバシー的なところがございまして、メンタルサポート事業につきましては、詳しい内容についてはうちのほうもちょっと介入できないような内容になっておりますが、産業医の面談事業につきましては、やはり職員が不調者なので、復職に向けてはうちのほうもある程度介入をいたしまして、一緒になって復職を考えていかなければならないというところがありますので、ある程度情報を共有した中で取り組んでございます。

○川村委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 プライバシーなので、79件に関してはちょっと把握できていないということですが、もうそれが把握できないと、次に反映できないのかなあと思うんですけれども、その辺が分かれば、今後のどういうふうにしていけばいいのかというのは分かると思うので、そこら辺はどうなのでしょうかね。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 把握してないというところの部分につきましては、相談を、我々を通して相談の申込みができるんですけども、うちのほう人事課を通さなくても個人が直接医療法人のほうに電話をして相談ができるということもありますので、我々が情報を知らないところで解決まで至っているということもあるかなと思うんです。

メンタルの不調者につきましては、かなり深刻な形でどんどんどんどん重い状態になっていってしまうような場合もあるかもしれないので、その場合については、ある程度うちのほうもこういう職員の特性がありますとか、あとは今、向こうのカウンセリングの内容がこういうような状態になってますというところで、ある程度情報共有というところで、今後は考えていかなければならないのかなというふうには思っています。

○川村委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 個人的なことが深くいかないにしても、どういった事象があったのかだけは把握していただいて、それが今後起きないような形で検討していただければと思います。

○藤田人事課長 分かりました。ありがとうございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

---

午後1時24分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

市民課長松本光枝君。

○松本市民課長 よろしくお願ひいたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

下の段を御覧ください。14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料から御説明申し上げます。

3節戸籍手数料1,309万5,000円につきましては、戸籍謄抄本など、戸籍に関する証明書の交付手数料でございます。

1段下がりますと、4節住民票手数料894万円につきましては、住民票謄抄本などの交付手数料でございます。

1段下がりますと、5節印鑑手数料726万円につきましては、新規登録及び再登録の印

鑑登録手数料及び印鑑登録証明書の交付手数料でございます。

続きまして、27ページをお開きください。

下から2段目を御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金5,585万3000円のうち、マイナンバーカード交付事務費補助金として5,185万3,000円を計上しております。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

86ページから87ページになります。

87ページをお開きください。

2段目になります。12節委託料507万1,000円の主なものといたしまして、住基ネットワークシステム機器保守料338万1,000円、公金収納POSシステム保守委託料143万6,000円を計上しております。

続きまして、1段下がりをまして、13節使用料及び賃借料1,888万7,000円の主なものといたしまして、住基ネットワークシステム機器使用料477万2,000円、マイナンバーカード交付支援システム使用料151万8,000円、戸籍システム使用料1,217万6,000円を計上しております。

続きまして、1段下がりをまして、18節負担金補助及び交付金279万7,000円につきましては、J-LISへの負担金272万8,000円を計上しております。

続きまして、131ページをお開きください。

上から4行目になります。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金2億362万8,000円のうち、笠間地方広域事務組合負担金として1億2,487万円を計上しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 24ページ、住民票とか印鑑証明、そういうもので使用料の収入があるわけですが、それがコンビニで10円でやってるものが3月いっぱいまででしたか、それは今年度なのですけれども、今年度、令和7年度で終わっちゃうんですけれども、それらは、令和8年度ではそういうものを継続するというような予定はあるのかなのか、お伺いいたします。

○川村委員長 市民課長松本光枝君。

○松本市民課長 このコンビニ交付10円キャンペーンでございますが、令和7年度まで、令和8年度はございません。予定のほうは、ございません。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 予定はないってこと。

それは、コンビニでこういうものが取れるのというような周知を多くの人に知ってもらおうという、そういうキャンペーンだと思うんですけども、それに対して利用している者という数についてはどのぐらい、10円キャンペーンが始まる前と始まった後での使用料の回数ですか、どれだけ利用されたかというのは把握してるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、市民課のほうでは、多くの市民の方と、窓口での対応が一番多いと思うんですけども、その時の市民への対応、窓口での対応の指導というのは、どういう指導をするのか。電話でも同じだと思うのですが、市民との対応の仕方というのを、お伺いいたします。

この2点。

○川村委員長 市民課長松本光枝君。

○松本市民課長 まず、10円キャンペーンのほうが、昨年6月1日から始まりまして。令和7年6月から実施いたしましたコンビニ交付手数料10円キャンペーンでございますが、毎月、現在5割前後の利用率を維持しております。直近の1月につきましては54.2%となっております。10円キャンペーンが始まる前は、約3割の数字となっております。

窓口の指導ということですが、窓口の指導といたしましては、人事課で実施しております接遇研修など、会計年度職員合わせて行っております。さらに、窓口のほうの接遇といたしましては、お客様の申請、内容のほうをよく聞き、お客様のニーズに合った対応をしていくよう指導はしております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 キャンペーンが始まる前は3割、始まってから5割というようなことで、効果はかなり見られたと思うんですけども、そういうことで利用できるということも分かるということで、それは貴重だというふうに思っております。

あとは、窓口の対応、電話での対応、それは私どものほうに直接苦情を言われる方が、やっぱり市民と接しておりますので、水戸市の場合はこうでしたよ、日立の場合はこうでしたよ、ひたちなかはこうでしたよというようなそういうものがあるので、他市とのものも、自分たちはこれで一生懸命やってるなというものでそこで終わるのではなくて、よその対応の仕方というのをやっぱり知っておかないと、利用者、市民からすると、向こうはこういうふうに丁寧にやってくれたんだけども笠間はマニュアルどおりだよねと、こういうふうになってますので、あとは自分で住民票を取っていただきたいと、そういうような資料が出された、ちょっとどうなのかねというようなそういうものも相談がありますので、その辺のところは自分たちはこれでいいんだというものだけではなくて、他市との比較というものも今後して行って、住民サービス、市民サービスに努めていってほしい。

と思いますが、いかがか。

○川村委員長 市民課長松本光枝君。

○松本市民課長 窓口での市民の方、お客様の要望というのは様々でございます。中には、法律的にも、ちょっとお客様が望む対応ができない場合もございます。

そういったときには、窓口での対応もちょっとお客様の御要望には応えられないこともございますが、なるべくといいますか、お客様の要望に応えられるような、もしくは寄り添った相談ができるような対応をしてまいりたいと思います。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 そのとおりだと思うんですよ。ただ、よそではここまで回答してくれるんだけど、笠間では回答してくれなかったという、法的なものがあるってそれ以上は回答できないというのは、どこも同じだと思うのです。

そうではなくて、その以外での回答も可能な場合の部分まで笠間は教えてくれないというような、そういうものがあつたので、よその市では教えていただいたんだけど、笠間でも教えていただけない。取ってください、資料を取ってください、そうすれば分かりますからというようなそういうものがあつたので、その話をしたので、法的なものをそれ以上のものをやれということではないので、その辺のところも含めて、他市のやっぱりサービスの向上に比べても、大丈夫だよ、笠間でも同じことをやっていますよというようなものというのは努力していただきたい。

以上です。回答はいいです。

○川村委員長 ほかにありませんか。

田村委員。

○田村幸子委員 27ページのところのマイナンバーカード交付事務費補助金5,185万3,000円ということですがけれども、現在の普及率と、あと更新率の率とかが分かれば、現状とか教えていただけたらと思います。

○川村委員長 市民課長松本光枝君。

○松本市民課長 マイナンバーカードの普及率、交付率としてのお話でよろしいでしょうか。

本年、令和8年1月末現在でのマイナンバーカードの交付率でございますが、101.9%となっております。こちらにつきましては、カードの更新の時期を迎えておりまして、2枚目のカードの交付枚数のほうも累計としては報告されているというところで、このような状況であります。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 お誕生日月にまでにという更新になっていると思うんですけども、うっかりして忘れてしまう方もいらっしゃるかなと思うのと、あと令和8年度から救急車の搬送時にマイナンバーカードが適用されて、持っている方はいろいろな御自分の健康状態

とか、また医療機関などの個人的な情報が開示できるということでそういうものも採用されるということもあるものですから、更新できる方はスムーズに更新していただきながら、そういったときに、使わないほうがいいんですけども、使えるような、皆さん公平に使えるような方向で持って行っていただけたらなと思って、ちょっとお伺いしたのと、あと健康保険証とのひもづけなどについてもそれは関係がしてくると思いますので、せっかく作った方は使えるような方向で進めていただけたらという思いで、ちょっと伺ってみました。よろしくお願いいたします。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

---

午後1時41分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部企画政策課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 よろしくお願います。

歳入から御説明いたします。

議案書27ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2行目の地域経済循環創造事業交付金400万円につきましては、新規ビジネスを立ち上げる事業者支援に係る国の交付金で、内容については歳出にて説明をさせていただきます。

次に、36ページをお開きください。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、4節統計調査費委託金、2行目の経済センサス活動調査委託金500万3,000円につきましては、事業者や企業の実態を調査する基幹統計調査の委託金の歳入でございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出予算を御説明します。

65ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費3億6,436万5,000円のうち、当課所管分は9,139万2,000円でございます。

67ページをお開きください。

12節委託料、上から4行目の計画策定業務委託料440万円につきましては、第2次総合

計画が令和8年度が終期となるため、新たな総合計画の策定に係る現況等の調査費でございます。

次に、下から6行目の公共交通調査研究委託料2,300万円は、地域公共交通計画に基づく持続的な市民の移動手段の確保に向けた取組としまして、自動運転バスの運行等の実証実験を実施してまいります。

次に、69ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金です。中段の地域活性化起業人事業負担金2,440万円のうち、1,830万円は総務省の地域活性化起業人制度を活用しまして民間企業から3名の人材を受け入れるための負担金で、全額国の特別交付税措置の対象となるものです。受け入れた人材が地域に入り込み、住民との対話を重ねながら、防犯対策等の市民意向に基づいたデジタルサービスの創出による課題解決策の企画、推進に取り組むものです。

次に、70ページをお開きください。

下から6行目、路線バス運行対策事業補助金1,238万4,000円は、友部駅から中央病院、旭町方面、岩間駅から安居方面など、5路線の路線バスの運行に対する補助を継続してまいります。

2行下の地域経済循環創造事業補助金800万円は、歳入で御説明しました国の交付金を活用した事業で、民間事業者が地域の人材や資源を活用して地域課題に対する新規ビジネスを立ち上げる際に、初期投資費用を支援する事業でございます。現在、具体的な提案として1件の相談を受けており、本制度を活用した支援を進めてまいります。

続きまして、94ページをお開きください。

統計調査関連になります。2款総務費、5項統計調査費、2目基幹統計費506万6,000円のうち、当課所管分は505万円でございます。歳入で御説明しました県委託金を受ける基幹統計調査で、令和8年度は5年ごとに実施される経済センサス活動調査が主な調査となります。予算としまして、1節報酬の2行目、統計調査員報酬263万5,000円をはじめ、調査に係る人件費が主な歳出となります。

説明は以上です。

続けて、政策推進室所管分の説明をさせていただきます。

○川村委員長 政策推進室長飯島 亮君。

○飯島政策推進室長 よろしくお願いたします。

初めに、歳入から御説明いたします。

議案書38ページをお開きください。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金のうち、1行目のふるさとづくり寄附金4億円につきましては、ふるさと納税による寄附金でございます。令和6年度の寄附実績が2億2,000万円、令和7年度につきましては寄附見込み3億5,000万円と、1年間で1億3,000万円増加していることから、令和8年度につきましてはリピ

ーターの定着や通年提供可能な返礼品の充実等により、4億円を目標として設定するもの  
でございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出について説明いたします。

67ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、12節委託料のうち、下から1行目の地域づくり人材育成委託料347万円につきましては、多様化する行政課題の解決に対応する人材の育成と業務の効率、能力向上に資する人材確保策として、行政職員に対する経営実地型研修等を実施するものがございます。

続いて、69ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金のうち、上から10行目、地域活性化起業人事業負担金2,440万円のうち、当室所管分は610万円で、令和7年度に引き続き日本郵政株式会社の社員1名を受け入れるための負担金でございますが、全額が国の特別交付税措置の対象となっております。

79ページをお開きください。

13目市民活動費、12節委託料のうち、下から4行目のふるさとづくり寄附金業務代行委託料1億9,322万4,000円につきましては、寄附に係るポータルサイトの運営委託や寄附金の受付から返礼品の発送、寄附証明書の発行などを行う一括代行委託料でございます。

政策推進室所管分の御説明は以上となります。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

河原井委員。

○河原井信之委員 地域活性化起業人事業負担金ですけれども、日本郵政で働いている方が来られるということですのでけれども、具体的にはどのようなお仕事をしてもらうんですか。

○川村委員長 政策推進室長飯島 亮君。

○飯島政策推進室長 こちらの地域活性化起業人事業、令和7年度から、もう既に4月1日から受け入れておまして、先日1月19日に開始しました、例えば、福原地区の郵便局の窓口を利用した行政サービス相談の業務の開始であったりとか、そのような郵便局のリソースを活用した生活課題の解決に向けた業務に携わっていただいているところでございます。

○川村委員長 ほかに。

大関委員。

○大関久義委員 67ページ、一つは計画策定業務委託、これは第2次の部分が終わって、今度新たに策定するということなのですが、これらについてももう少し詳しくお伺いしたい。

それと、下から5行目ぐらいかな、公共交通調査研究委託料2,300万円ということですが、この部分についてどのように調査研究をするのか、その辺をもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 総合計画の策定につきまして、この計画策定業務委託料440万円につきましては、計画書自体の作成は職員が行います。委託料に関しましては、基礎データとなる調査の委託であったり、あとは計画書自体のデザインの委託、そういったものを委託で賄うというものでございます。

公共交通調査研究委託料につきましては、令和8年度は自動運転バスの実証実験に取り組むことで考えております。こちらにつきましては、友部駅周辺を中心地区まちづくりプロジェクトの一環としましても、友部駅南側エリアでバスの自動運転の実証実験を考えているところです。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 計画策定業務委託としては、計画は職員がすると。

そして、計画書を作成する、計画書のデザインとかそういうものは業者に委託するというような、イラストとかそういうものも含めたもので、見やすく計画書が、その策定を委託するというので、それは分かったんですけども、これも10年の計画書になろうかと思うんですけども、その辺のところは今まで周到してきた部分、それも加味した中で、そうすると新たなものとして取り入れる、いわゆる10年後の本市のあるべき方向というものも含めた中で計画だと思っておりますが、それは全庁にわたって全部聞き取り、あるいは計画書を提出してもらったとかそういうものも含めた中で、職員のほうで全部そういうものを周到した上で、デザインとかそれだけではなくて、また訂正とかそういう部分も含まれるのかどうか。全体として計画書が、職員の中から出されたもので、こうではない、もっとこうだというような、そういうものまで含まれて策定委託をするのかどうか、それをもう一度お伺いしたい。

それと、公共交通調査研究ということで、友部駅南を中心としたもので自動運転の実証実験をするということなので、具体的に友部南口からどの辺までのエリアを想定して実証実験をするのか。もう少し具体的に、南側ということは分かったのですが、県立中央病院まで行くのか、それともあるいはこちらのほうでいうと、病院があと一つ、友部のモノタロウの近くにある病院がありますよね、そういうところまで行くのか。それとも、お買物のものとして利用できる、そういうものも含めてあるのか、そのエリアについてももう少し詳しくお伺いいたします。

○川村委員長 政策企画部長北野高史君。

○北野政策企画部長 まず、前半のほうの計画の策定です。これは、今までも実はそうなのですが、計画の策定に当たって、どうしてもデータの調査、数値的な部分の調査

とか分析業務というものを、これアンケート含めてなのですが、行ってまいります。ここを今回の費用の中で、まずお願いをしたいと思っております。これは、分析業者のほうだけがやっているところがございますので。現実には、大関委員から御質問いただいた、計画のつくり方としては、当然全部の職員というか、全部の課がまず関わって策定に入っていくわけですが、その分析結果、またこれまでの歩み、もろもろ含めまして、こういう方向性で行くべきというところは、審議会等々も開いてまいりますので、そういった御意見を含めながら新たなものをつくっていくというような形で考えております。

なお、来年度の第3次総合計画になってくるわけですが、ここはちょっと今までの全編にわたって縦に書いている計画書ではなくて、最近いろいろな市町村、いろいろな取組を行っているのですが、やはり新しい総合計画の計画書そのもののつくり方も含めて、研究していきたいというふうに思っております。

後段の公共交通の部分につきましては、これ公共交通会議というものを開催もしているのですけれども、そこでもやはり強くもう少し公共交通が充実できないかというような御意見を受けております。ですので、今、ここからここまでというのは、これからまさに検討はしていくということで、その必要なエリアも含めて、今回のこの予算の中で検討し、実験をしてみたいというような考え方です。

なお、この予算の中には、今年度行っております公共ライドシェアというものもタクシー会社と組んでやっているのですが、ここの継続的な実験の今分析も行っているのですが、必要性も含めて、そういった費用もこの予算の中に含ませていただいております。

以上です。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 第3次総合計画というのは、笠間市の方向性を決める根源的な大事な部分でありますので、きちっとした中で方向性を決めていっていただきたいなというふうに思っております。

それと、自動運転の場合ですか、時間帯というのもあると思うんですよ。通勤時間帯とか、そういう部分はかなり混雑もしておりますので、事故があったら大変だと思いますので、その辺のところも踏まえた中で、他の交通の障害にならないように実験をしていただきたいと思います。その実験の結果によって大丈夫だということであれば、混雑する時間帯も含めて入っていくというようなもので段階的に取り組んでもらえればいいのかというふうに思いますので、その辺のところを考慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

○川村委員長 ほかにありませんか。

坂本委員。

○坂本奈央子委員 70ページの地域経済循環創造事業補助金800万円についてなのですが、これは令和7年度も国の補助として1,250万円が設定されていたと思うのですが、来年度

その減額の理由を教えてくださいませんか。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 令和7年度もこちらの事業を計上しておりますが、事業者との協議の中で、この事業につきましては地域銀行の融資も受けるというような部分もございます。銀行との事業者との協議が整わずに、今年度は事業としては全く活用しなかったというような状況でございます。

引き続き、その期間が遅れている、協議に時間がかかっている事業者が1名ございます。その事業者の分としまして、補助金として800万円を計上しているところでございます。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 分かりました。

では、令和7年度で成立しなかったその残りの1件の分を、来年度で成立できるように取り組むということですね。これは、どういう事業か、分かる範囲で教えていただくことは可能なのでしょうか。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 今、相談を受けている事業者でございますね。こちらにつきましては、場所につきましては、笠間稲荷門前通りの空き店舗を活用しまして、外国人のインバウンドの観光客等、外国人の相談を受けたりインフォメーションをするような拠点施設等を考えているというような事業者から、今提案を受けているところでございます。

○川村委員長 政策企画部長北野高史君。

○北野政策企画部長 やや補足をさせていただきます。

この事業は、国の事業でございます。国の事業に対して笠間市が半分負担して、また4分の1国から返ってくるというような事業になってまいります。どなたでもという言い方はおかしいのですけれども、御相談があれば受け答えをしていくという中で、今複数の事業者から御相談は受けております。

そういった中で、今、企画政策課長が説明した事業については、今年度も継続的なお話をいただいているのですが、今のイメージを持っているものの、それがいわゆる事業として金融機関が融資をする事業として成立するのかどうかというのが全ての根幹になってまいりますから、今、あくまでもイメージの話であって、事業そのものはこれからより金融機関を含めて協議をして、整った段でまた相談に来るといったような流れになっております。

以上でございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

河原井委員。

○河原井信之委員 ライドシェアの実証実験について聞きたいのですけれども、ライドシェアの実証実験というのは具体的にどういうことをしているのかと、笠間市がこの実証実験から求めてるライドシェアの形というのは、どういうことを考えているのですか。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 公共ライドシェアの実証実験につきまして、令和7年度、今年度も実証実験を実施いたしました。それにつきましては、12月から1月にかけて2か月間、車両としましては1日1台で、時間帯もデマンド交通が走らないその前後、朝の時間帯と夕方の時間帯、その時間帯で、学生の送迎であったりとか塾への送迎であったりとかというところで、おおむね若い方、学生を対象にした実験ということで、今年度は実施をしたところでございます。

これに関しては、民間のドライバー等も活用できるような公共ライドシェアの制度でございしますが、今回公募もしましたけれども、民間の一般のドライバーというものはいなかったものですから、タクシー事業者の運転手、車両もタクシー事業者の車両で実証をしたところでございます。

こちらについても、今年度は1台の車両でやったという部分もございしますので、これが複数の車両であったり、また1回100円という実証実験という中で、1回100円という料金でもやったところもございします。そういったところで、実際の料金であったりとか、どれだけの需要かというところは、今回の実証実験だけでは実装に至るまでにはちょっと至らないというところもありますので、今回の検証を踏まえまして、さらに研究をする、あるいはもう少し広げた形での実証実験をするとか、そういったところを検討していきたいというところで、引き続き令和8年度も検討していきたいと考えております。

○川村委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 実際にライドシェアを笠間市でやるとしたら、一般市民の方に登録をしていただいて、その方の車両を使用して、どういうふうな形でやるのかちょっと具体的に分からないですけれども、やると。例えば、事故が起きたときどうするんだとか、そういうこともありますし、例えばデマンドタクシーだったら車両の維持管理費もありますし保険代もあるし、その辺が費用が大分抑えられるからということでライドシェアをしている自治体もありますけれども、なかなか実際には難しいと思うので、それを実証実験で本当にやっていくのかどうかというのを、その実証実験から判断していくということになると思うのですけれども、そのニーズがどのぐらいあるのかというのをまず調べて、実際に運営したときにどうなるのかということでしょうけれども、なかなかライドシェアは難しいと思うので、その辺はよく判断されてやっていただければと思います。

デマンドタクシーでも、結構まあまあ十分に使われていらっしゃると思うので、使用者の方々が。その辺も踏まえて、よく検討してください。実証実験の結果を楽しみにしています。

以上です。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 5 分休憩

---

午後 2 時 1 5 分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企業誘致・移住推進課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 よろしくお願ひいたします。

まず、歳入につきまして、30ページをお開き願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金のうち、当課所管分は、空き家対策総合支援事業補助金1,096万3,000円でございます。これにつきましては、空き家関連事業に対する国庫補助金でございます。

続きまして、32ページをお開き願います。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金のうち、4行目、わくわく茨城生活実現事業費補助金424万2,000円で、これにつきましては地方創生の中で取り組む移住促進事業に対する国の負担分を含む県補助金でございます。

続きまして、40ページをお開き願います。

19款繰入金、2項基金繰入金、12目企業立地促進基金繰入金9,042万円は、企業立地促進事業補助金などの財源として、基金から繰入れするものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出予算の65ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費のうち、当課所管分は、企業誘致に係る事業、地域おこし協力隊事業、定住化促進事業等を計上してございます。

1節報酬、次のページになります、66ページをお開き願います。パート報酬のうち、当課所管分は2,193万1,000円で、主に地域おこし協力隊のパート報酬であります。新年度は、活動を継続する3名と新たに5名の隊員を採用して、活動する予定でございます。

続きまして、68ページをお開き願います。

12節委託料の3行目、地域おこし協力隊サポート業務委託料は、隊員の生活に関する相談や地域住民とのつながり方など隊員の日々のサポート業務を委託するもので、慣れない地域で活動する隊員のサポートを強めることで、確実な定着を図るものでございます。

続きまして、70ページをお開き願います。

18節負担金補助及び交付金で、下から4行目、移住支援金560万円は、一定条件に基づき、東京23区等から市内に移住した場合に補助を行うものであります。

175ページをお開き願います。

次に、既知空家調査委託料299万7,000円は、空家等対策計画の改定に伴い、空き家の実態を把握するための調査であります。これによりまして、実態に合った空き家対策計画を定め、空き家の管理の指導強化と空き家の所有者に対する利活用促進を図ってまいります。

14節工事請負費の住宅整備工事費500万円は、市が空き家を借り上げ修繕等を施し、陶芸家等の芸術家に貸し付ける空家サブリース事業に関する工事費で、1棟の改修工事を実施するものであります。

次に、特定空家対策工事費330万円は、不特定の者が容易に侵入し周辺環境や防犯への影響の大きい特定空家に対し、その影響を軽減するため、侵入防止対策工事に関する予算を計上しております。これによりまして、地域の不安解消を図ってまいります。

次に、176ページをお開き願います。

空家利活用補助金1,715万円は、空き家バンク登録物件の修繕、購入、賃貸のほか、家財処分や建物の状況調査費用の一部を補助するものでございます。

次に、空家解体撤去補助金620万円は、老朽空き家の解体工事費の一部を補助するものでございます。

大変失礼しました。間を飛ばしてしまっただけでございます。170ページをお開き願います。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費で、当課所管分は、安居工業地域整備事業費を計上しております。

171ページになります。

14節工事請負費の道路新設改良工事費5,200万円は、令和7年度からの繰越明許費1億2,290万円を合わせ、区域内の6メートル区画道路の改良工事等を行い、令和8年度をもって完了するものであります。

なお、引き続き本地域への企業立地が進むよう、重点的に誘致を図ってまいります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 空き家対策の事業で、かなり多岐にわたっていると思うのですが、先ほど陶芸家が利用するためということで500万円の計上がありました。それは、具体的にもう少し、どこの場所でどういうふうなのかということが1点。

それと、空き家利用の中で、176ページにありました、空家利活用補助金1,715万の具体的な補助金の活用、それとあとは空家解体撤去補助金ということで620万円計上があるのですが、これはどういうものの空き家に対して適用になるのか、空き家を解体したいとい

う要望だけで適用にはならないというふうに思うのですけれども、その辺のところも含めて、この空き家対策の事業の中で生かした中で計上がある部分、ちょっと御説明をお願いします。

○川村委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 まず、空家サブリース事業でございます。こちらの候補地につきましては、これまで芸術の村を中心にやってきまして、2件のサブリース事業が完了してございます。引き続き、芸術の村近辺でも物件を探したのですが、現在のところ候補になるものが今ない状態でございます。笠間の本戸地区に芸術家に貸したいという所有者の意向がある空き家がございます。そちらを候補地として今考えてございます。母屋のほか作業小屋等もございまして、陶芸家のほうには作業もできるスペースがあって、いい場所ではないかなと思っておるところでございます。

サブリース事業の概要につきましてでございます。オーナーが、市に対してなら貸してもいいという空き家を転貸しする制度でございます。借り上げる空き家につきましては、市が事業を実施するということでありますので、民間ではなかなか流通しにくいエリアということで考えてございます。オーナーからは約10年間の賃貸契約を結びまして、その間、利用者、特に芸術家等の利用者に貸付けして、リフォーム等にかかった事業費につきましては、補助金等を除いてその芸術家等の利用者に10年間の賃料で負担していただくというような事業でございます。

次に、空家活用補助金でございます。その具体的な内訳でございますが、まず空き家バンクに登録してある物件に対する補助でございます。一つとしては、空き家バンク登録物件の修繕をする場合の補助でございます。修繕費の2分の1としまして、上限を50万円と設定してございます。

次に、購入費の補助でございますが、空き家バンク登録物件を新たに買った方に対して、購入費の3%で、こちらは上限を居住誘導区域とそれ以外の区域で定めてございまして、居住誘導区域が上限50万円、その他の地域が30万円となっております。そのほか、家財の処分に対する費用、こちらも2分の1の補助率でございます。こちらも限度は、誘導区域が20万円、その他の区域が限度10万円となっております。

そのほか、空き家の実態を調査するインスペクション調査に関しまして、2分の1の補助率で、限度額2万5,000円となっております。

次に、空家解体撤去補助金でございます。こちらの対象物件につきましては、こちらは全ての空き家を対象としているものではなくて、市が指導している物件に対してどうしても所有者による解体が進まないものに対して、公費負担によって解体、更地化することを推奨するものでございますので、対象を市が指導している物件としてございます。たまに電話等で空き家を解体したいんだけど補助あるかという問合せもあるのですが、その趣旨を説明して、御理解をいただいているところでございます。

以上でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 本戸地区サブリース事業ということで、500万円はうちのほうで負担するのだけれども、賃料として10年間の中で回収をするということなのですが、賃料はどういうふうにして定めるのか、その辺のところを一つ。

あと一つは、空き家の解体で指導物件ということではありますが、その場合に、解体をしました、費用かかりました、その費用は全部本市のほうだけで負担するのか、それとも何らかの形で応分の費用の一部なりそういうものも頂くのか、その辺のところ一つお伺いしたい。

それと、171ページなのですが、安居工業地域ということでやっているのですが、今、1件は進出のものが決まったというようなお話は聞いているんですけども、市のほうで全部買い上げてそれを売却するという形ではないので、民間との交渉があると思うので、その辺のところがこれから課題となってくるところかなというふうに思うんですけども、今の引き合い、状況について、進出する企業等々について、どういう状況にあるのかを含めてお伺いいたします。

○川村委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 まず、サブリース物件の賃料の設定の仕方でございます。こちらは、リフォーム等のかかった事業費から、今回このサブリース事業に係る費用も、国の補助金の対象となってございますので、まずそちらを引きます。残った市の負担分となる経費につきまして10年間の賃料で割り返しまして、負担額を決定しているという点でございます。例えば、芸術の村でやった1軒目につきましては、さほど手がかからない空き家を活用したために、1か月の賃料が3万5,000円で済んでございます。今2軒目でやっている空き家については、ちょっと施す修繕等が大きかったために、4万5,000円の賃料を設定してございます。それら、状況に応じて賃料を設定していくという方法でございます。

そのほかに、空家解体に対する補助金の応分の負担でございます。これ最初の説明が不足してまして、申し訳ありませんでした。

空家解体補助金につきまして、所有者に対して2分の1の補助で上限を定めてございまして、こちらも居住誘導区域については促進するという意味で、一般の空き家でありましたら80万円の限度、それと店舗等の場合も適用させまして、店舗等が200万円の限度でございます。その他の地域については、一般の住宅の50万円の限度と定めてございます。

○川村委員長 企業立地推進室長佐藤 隆君。

○佐藤企業立地推進室長 安居工業地域での誘致状況について、お答えします。

現在、県内外の製造業3者、県内の物流業1者、こちら4者の企業と事業用地の紹介をしまして、安居工業地域内を検討していただいているところでございます。

なお、県内物流企業1者と地権者、交渉をして、進めております。

以上です。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 安居工業地域ということで、価格の設定というのは、その地権者との部分で進出企業と話し合いがあると思うんですけども、そこに対して、例えば市のほうで間に入って調整をすとか、そういう部分というのは当然起きてくるように思うんですけども、そういう部分はどのようにして、例えば隣のところは幾らだと、違うところは幾らだったというようなものが発生してくると、あまり差があるとなかなか何だという部分が出てきちゃうと思うのですが、そういう指導というのはどういう形で市は介入できるのか、してるのか含めて、お伺いします。友部の茨城中央工業団地の部分は、大きい企業が随分張りついてきているようでありましてけれども、岩間の工業団地も利便性はかなりあると思いますので、その辺のところを含めてお伺いしたいと思います。

○川村委員長 企業立地推進室長佐藤 隆君。

○佐藤企業立地推進室長 価格の設定等につきましては、市では、不動産業ではないので、関与ができないところがございます。ただし、近隣の状況であったり、あとは企業が提示する額、そちらがあまりにもかけ離れていないか等につきましては、市のほうも企業との話の中で、確認等をしているところがございます。

なお、市のほうでも、一応、場所、2か所ほど土地決めまして、エリア内で不動産鑑定の業務を委託しまして、鑑定額は市でも把握するようにしております、その額を基準に、企業と地権者、こちらの売買交渉には関与できませんが、参考にさせていただくようなことをしております。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 今、大関委員からの御質問に対するお答えの中で確認なのですが、解体補助の2分の1ということで、誘導区域については80万円、そして店舗つきに関しては200万円ということですが、この店舗に関しましてはこの誘導、ちょっと最初に誘導区域がどこなのかということと、それから誘導区域に関係なく店舗つきなら200万円なのか、そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○川村委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 解体補助につきまして、基本的には一般の住宅の解体に対する補助が原則でありまして、ただ居住誘導区域、こちらは市街地であったり、あとは市街地に近いものとして、友部地区ですと柿橋団地方面とか旭町方面、住宅が密集している地域を居住誘導区域、そのほかJR水戸線等の駅前周辺を準居住誘導区域として定めてございます。

その部分については、それが居住誘導区域、準居住誘導区域として定めてございます。平たく言うと、住宅が密集しているような地域でございまして、そちらはやはり住環境の

適正化を進める解体でございますので、積極的に行うべきという考えの中、一般の住宅についても限度額を上げて進めているところでございます。店舗につきましても、その誘導区域のみ特例として解体を進めてございまして、誘導区域にあるものだけ200万円という上限でやってございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 そうしますと、誘導区域でない店舗に関しましては、一般住宅と同じですか。それは、定めてないのですか。

○川村委員長 企業誘致・移住推進課長滝田憲二君。

○滝田企業誘致・移住推進課長 誘導区域以外、その他の区域につきましては、一般住宅のみが対象となります。ただ、中には居宅兼店舗などもございますので、そういったものは対象としてございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

---

午後2時40分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部デジタル戦略課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 よろしく願いいたします。

初めに、議案書9ページをお開きください。

第2表、債務負担行為になります。

2段目の公共施設予約システム導入業務委託、期間が令和9年度、限度額が259万4,000円です。これは、現行の予約システムが令和9年度でサービスの提供が終了することから、次期システムの構築期間を確保するため、令和8年度に契約事務を行うものでございます。

次に、37ページをお開きください。

歳入になります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入8,388万8,000円のうち、デジタル戦略課所管分は、1節土地建物貸付収入の1段目、光ファイバ回線貸付収入4,653万1,000円です。これは、市が笠間地区と岩間地区に整備した光ファイバー回線をNTT東日本に貸付けをしております、家庭や事業所の光ファイバー回線の利用者数に応じて増減するものでございます。6,367件の契約実績を計上しております。

続きまして、73ページをお開きください。

歳出になります。

下段の2款総務費、1項総務管理費、10目電算管理費の予算額3億3,224万4,000円は、全てデジタル戦略課の所管でございます。

4段目の11節役務費の通信運搬費1,129万3,000円は、ガバメントクラウドと結ぶネットワーク接続回線や友部地区の公共施設間の光通信サービス、執行部のタブレット端末、市公共施設Wi-Fiルーターなどの通信料でございます。

次に、下段の12節委託料、1段目の電算システム保守点検委託料1,683万8,000円は、ガバメントクラウドネットワーク接続回線機器の保守や内部事務用の情報系システム及びネットワークの運用サポートなどが主なものでございます。

次に、その下の電算業務委託料4,532万円は、市税や保険料などの課税通知書や納付書の作成、抽出処理、帳票印刷や統合型GISのデータ更新費用となっております。

次に、4段目の伝送路保守委託料1,415万1,000円は、光ファイバー網の保守や東京電力及びNTTの電柱移設に伴う光ケーブル張り替え委託料でございます。

次に、74ページをお開きください。

上から2段目の拠点間ネットワーク構築業務委託料274万2,000円は、いばらきブロードバンドネットワークの更新に合わせまして、本庁支所間の通信回線をいばらきブロードバンドネットワークから自己回線に変更して、経費削減を図るものでございます。

次に、下段の13節使用料及び賃借料、1段目の基幹系システム使用料1億2,788万円は、標準準拠システムへの移行後の住民記録や税、福祉などの業務システムの使用料でございます。

次に、5段目のガバメントクラウド使用料2,160万円は、標準準拠システムへの移行後における基幹系システムのデータを保存しているデータセンターの使用料となっております。

次に、8段目の公共施設予約システム使用料171万6,000円は、公民館や地域交流センターの利用に際して、空き状況の確認や予約を24時間いつでもどこからでもスマホや自宅のパソコンからインターネットを介して行えるシステムの使用料となっております。

次に、10段目の内部情報系システム使用料627万円は、文書決裁システムと財務会計システムの使用料でございます。

その2段下のビジネスチャットソフト使用料306万8,000円は、自治体専用のインターネットを通じて、文章や音声、画像でコミュニケーションを図れるチャットツールの使用料でございます。災害発生時などにおける職員間の迅速な情報共有を図るため、全職員にアカウントを配付し、デジタルを活用した災害対応力の強化を進めるものでございます。

次に、75ページをお開きください。

下段の18節負担金及び交付金3,852万7,000円ですが、研修負担金から、次のページ、76

ページの J-L I S 負担まで、9 件ほどございますが、茨城県や市町村と共同で情報システムを運用していることから、それぞれの自治体が負担金を協議会に拠出し、運用しているものでございます。

なお、75 ページの一番下の茨城県市町村共同システム整備運営協議会負担金（空中写真）1,619 万 9,000 円は、固定資産税の評価替えに合わせまして空中写真撮影を行うもので、3 年ごとの負担金となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 75 ページに茨城県市町村共同システムということで、航空写真を撮って固定資産税の評価算定の基準になるものということですが、これ 3 年ごとということですが、そこに今まで建物が建ってないところに建物もあったとかそういうものを見るためなのか、それとも畑が畑でない状態で、農地が農地以外のものに使用されているというようなものの把握のためなのか、そういうものも含めたこの利用について、どのようにして利用されているのか、お伺いいたします。

○川村委員長 デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 こちらは、撮影したデータを、税務課所管のやはりサーバーに保管しまして、建物の有無の確認をしております。また、管理課でも、この空中写真等を活用しているところでございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 固定資産に資するべきものがあつたときには、それは調査をして、固定資産を課税する、そういうものに利用する。逆に、建物がなくなつたという場合は、申請がなくても、やっぱりこれが建物はなくなつたよというものを含めた固定資産税を解除する、そういうものも、取るばかりではなくて、解除に至るといふそういう業務も、この中に一緒に含まれているのですか。

○川村委員長 デジタル戦略長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 すみません、税務課の手續になりまして、一般的には、建物を壊した際には滅失届を税務課へ届出することによって、税務課職員が現地を確認して、建物のないことを確認して、課税台帳から抹消するという形になりますので、この空中写真を基に職権で課税を取り消すということはないと思われま。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 要は、頂けるものがあつた場合には指導するけれども、そうではない場合は、市のほうからはあえて指導はしないと。届出がない場合は、その限りでないという

理解でよろしいですか。

○川村委員長 デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 税務課では定期的に、建物を壊した際には滅失届を提出してくださいということで、広報等で周知を行っているところでございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 それは分かるんだけど、そういう意味で言ってるのではない、これ。

○川村委員長 政策企画部長北野高史君。

○北野政策企画部長 まず、税の事務の話になりますと、やはりどうしても私ども政策企画部で責任を持った回答をすることができないものですから、大変申し訳ありませんが、総務部のほうに御意見を伝えまして、回答できるような準備をさせていただければと思います。

○川村委員長 暫時休憩します。

午後2時50分休憩

---

午後2時51分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

ちょっと、私一つだけ質問してよろしいでしょうか。10日電算管理費の、対前年比2億7,200万円減になっているのですけれども、これは、主な原因はどうか、必要ではないから、それともいろいろなものが完成しつつあって、予算の削減になっているのか。73ページです、10日電算管理費、対前年比2億7,289万1,000円という。

暫時休憩します。

午後2時52分休憩

---

午後2時53分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

デジタル戦略課長稲田和幸君。

○稲田デジタル戦略課長 先ほどの2億7,200万円の減額の主なものとしましては、今年度計上しております基幹系システム機器更新事業、こちら令和8年度は予算額ゼロとなっていて、増減比較で1億8,863万4,000円の減というものが主なものとなってございます。

○川村委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

---

午後2時55分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部笠間支所地域課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

笠間支所地域課長根本 薫君。

○根本笠間支所地域課長 笠間支所地域課根本です。よろしくお願ひいたします。

歳入のほうはありませんので、歳出のみとなります。

予算書71ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、8目笠間支所費835万2,000円につきましては、笠間支所庁舎の維持管理費用でございます。主なものとしまして、10節需用費では345万円を計上しておりまして、消耗品費が85万3,000円で、内訳は、庁内管理消耗品、印刷機の消耗品等でございます。光熱水費は、239万7,000円となります。

11節役務費では、通信運搬費として、電話料60万円。

12節委託料として155万8,000円を計上しております。施設管理委託料は、自動ドアの保守管理委託で15万4,000円、清掃委託料119万1,000円が主なものでございます。

72ページをお開きください。

13節使用料及び賃借料として124万4,000円を計上しており、駐車場の土地賃借料73万1,000円のほか、コピー機、印刷機使用料を計上しております。

14節工事請負費では、非常電源手動用のバッテリー更新工事費148万5,000円を計上しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

---

午後2時57分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩間支所地域課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

岩間支所地域課長橋本祐一君。

○橋本岩間支所地域課長 歳入はありませんので、歳出のみの説明となります。

72ページをお開きください。

9目岩間支所費につきましては1,833万円を計上しており、市民センターいわま全体の維持管理に要する費用になります。主なものにつきましては、10節需用費1,305万5,000円であり、内訳としましては、消耗品費97万8,000円は、複合機2台分のカウンター料や庁舎管理用消耗品の購入費用になります。光熱水費1,156万8,000円は、2階図書館、3階公民館を含めた施設全体の電気料及び上下水道料金になります。

11節役務費の通信運搬費79万円は、支所全体の電話料になります。

12節委託料399万3,000円は、敷地内の草刈りや樹木剪定などの委託料145万円、庁舎の清掃委託料229万4,000円になります。

次の73ページをお開きください。

13節材料及び賃借料47万7,000円は、主にコピー複合機等のリース料になります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○川村委員長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

**○大関久義委員** 委託料で、草刈等委託料ということで145万円ほどあるのですが、シルバー人材を利用してやっているかと思うんですけども、笠間支所の草刈りでは12万8,000円で、これは植栽の量が違うのか。それとも、岩間支所では高木があるので、そういうものの整備を今回は剪定をするために経費が上がってるのか、その辺のところはどのようなものなのか、お伺いいたします。

岩間支所地域課長橋本祐一君。

**○橋本岩間支所地域課長** 今の大関委員より質問がありましたように、笠間支所と岩間支所のほうでは、やはり管理する部分の植栽の面積が違うのは大きな点かというふうに感じます。

今回御指摘のありました高木の剪定等については、今現在シルバー人材センターがちょっと高いもの、そういった剪定等はちょっと請負が難しいということで、実際には市内の造園業のほうに委託はしていますが、来年度の予算の中には含まれていませんが、令和7年度の補正予算で、先日つけていただいた予算の中で、正面の正門のほうから入るところの両側にクスノキがあつて、ちょっと大きくなってきましたので、そういったものは別途やるような対応をしている状況でございます。

以上です。

**○川村委員長** 大関委員。

**○大関久義委員** 見たところ、大分伸びてきたなというふうに思われてたので、この予算の中で処置するのかななんて思ったものですから。それから、一番西、東の角にあるケヤ

キの枝分かれみたいなの、高くなっているのではなくて、あの辺のところもありますので、見苦しくない程度に整備していただきたい、順次、見ていただいて。よろしくお願ひします。

以上です。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後3時02分休憩

---

午後3時10分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部総務課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明をお願いします。

総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 総務課の甘利です。よろしくお願いします。

初めに、歳入になります。

議案書31ページをお開きください。

15款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金4万7,000円につきましては、法定受託事務として自衛官の募集に関する事務費に対する国からの委託金になります。

次に、32ページをお開きください。

中段の16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金のうち、総務課所管分は、上から2番目の地域少子化対策重点推進交付金（結婚支援）137万4,000円で、この後歳出で御説明しますが、パートナーづくりサポート事業におけるパートナーづくりに関する相談窓口の開設、相談員の人件費等、事業の運営費用に対する県からの補助金になります。

次に、36ページをお開きください。

同じく、県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金3,309万3,000円につきましては、この後歳出でも御説明しますが、本年12月に予定しております茨城県議会議員選挙の執行等に係る県からの委託金であります。

歳入については以上になります。

次に、歳出の主なものについて御説明します。

54ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、総務課所管分につきましては、

まず、次の55ページをお開きください。7節報償費のうち、上から3番目の区長報酬費2,975万円で、市内310行政区等の区長等に対する報酬になります。

次の56ページをお開きください。

11節役務費のうち、一番下の損害賠償保険料206万7,000円で、市が所有、管理する施設の瑕疵及び事業主の過失や市が主催する行事での事故等に起因する損害賠償請求等への補償のため、市民総合賠償保険の保険料になっております。

次に、その下の12節委託料のうち、総務課分は、次の57ページになります。一番上の区長文書配送人材派遣業務委託料251万3,000円と、その下の区長文書配達業務委託料157万4,000円については、各行政区等への区長文書の配達業務及び発送準備業務に係る委託費を計上するものでございます。

次の58ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金のうち、一番下の行政事務連絡交付金1,193万3,000円については、各行政区及び行政区に準じる班に対し、行政からの連絡事務を円滑に行うための費用として、加入1世帯当たり500円を交付するものでございます。

次の59ページをお開きください。

2目文書広報費になります。このうち、総務課所管分の主なものにつきましては、まず11節役務費のうち、一番上の通信運搬費3,209万2,000円で、庁内の郵便物等の発送に係る費用及び行政情報の閲覧サイト「iJAMP」の通信料などになっております。

次に、60ページをお開きください。

中段の13節使用料及び賃借料のうち、一番上のデータベース使用料444万8,000円については、例規の検索や改廃作業のための例規執務サポートシステムの使用料や法令等に関する情報をウェブ上で閲覧するためのGovGuideの使用料などになっております。

次に、飛んで、71ページをお開きください。

中段の7目男女共同参画費のうち、主なものについては、12節委託料で、ユニバーサルデザイン研修業務委託料35万2,000円で、障害のある方や外国人など、多様な人たちの視点に立って行動することができる人材を育成するため、市内の中学生を対象としたユニバーサルマナー講座の開催に関する費用、またその下の子連れスタイル推進事業委託料28万3,000円については、女性の多様な働き方を推進するため、地域で起業を考える女性に向けたセミナーの開催に要する費用になっております。

次に、77ページをお開きください。

13目市民活動費のうち、総務課分の主なものにつきましては、次の78ページになります。一番下の12節委託料のうち、次の79ページをお開きください。上から6番目、地域交流センターともべ指定管理料3,740万円と次の地域交流センターいわま指定管理料3,000万円、そして次の地域交流センター笠間地区運営業務委託料639万9,000円は、友部、岩間、笠間地区に設置された地域交流センターの管理運営に要する費用を計上するものでございます。

また、その下の消費生活相談業務委託料1,812万5,000円は、消費者生活法の規定により、市の義務とされる消費者からの相談等への対応業務を委託するための費用を計上するものでございます。

次に、80ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金のうち、上から7番目のまちづくり市民活動助成金253万2,000円については、市民や市内活動団体等が自主的に行う地域の課題解決のための事業や市民の相互交流の推進を図るための事業など、まちづくり活動に関する費用に対し市が助成を行うものでございます。

また、下から2番目の地域集会所建設事業補助金455万5,000円については、地域の自治会活動の拠点となる地区集会所の建設、増改築の整備に係る費用の一部に対して補助するものでございます。

なお、先月の第1回臨時会で承認いただきました、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、地域集会所の照明のLED化の改修支援のための補正予算額につきまして、次年度に繰り越し、地域集会所のLED化も進めてまいりたいというふうに考えております。

次の81ページをお開きください。

上から2番目のパートナーづくりサポート補助金44万円ですが、2月の全員協議会でも御説明したパートナーづくりサポート事業の取組の一つとして、出会いの場を求める方への経済的な支援として、婚活アプリなどの登録費用、利用料金等の一部に対して一定の要件の下、市が補助を行うものでございます。

なお、本事業に関しては、ほかにも相談窓口の設置や市民が参加しやすい場所での出会いイベントの実施、様々な情報を発信するための公式LINEの構築などの予算も計上しております。多様性に配慮した出会いの場づくりのための取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、88ページをお開きください。

4項選挙費についてでございますが、中段の2目茨城県議会議員選挙費3,309万2,000円については、令和9年1月7日任期満了に伴う茨城県議会議員選挙の執行経費を計上するものです。

次の89ページをお開きください。

3目市長選挙費2,484万4,000円及び、次の90ページの4目市議会議員選挙費6,159万1,000円、そして次の91ページの5目市議会議員補欠選挙費2,507万円につきましては、それぞれの選挙の執行に伴う費用を計上するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 55ページ、区長報償費、それから57ページ、区長文書配達、それから58ページの行政事務連絡、これは全部区長、行政区に係るものだと思うのですが、区長報償費というのは基準と世帯割になっていると思うのですが、その辺のところ、前回防犯灯の部分で防犯灯の電気料を市側で支払いをするので、区長報酬の何か、報酬のほかに行政事務連絡のところでは変化がありました。その辺のところ、どこがどういうふうに変化したのか説明は1回あったのですが、もう一度お聞きいたします。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 まず、区長報償費について御説明します。

こちらについては、特に前から変更はございませんで、基本額が2万5,000円、区の、地区の世帯割について1件当たり1,000円を加味しまして、その金額を区長に報酬としてお支払いするものでございます。

変化がございましたのは行政事務連絡交付金になりまして、今まで1世帯当たり1,000円として交付したものを、今年度から1世帯当たり500円という形で交付しております。ただし、こちらにつきましては先ほど大関委員からあったように、地区の防犯灯に対する補助を上乘せしてございまして、そちらと防犯灯の補助と1世帯当たり500円の交付金を加味した額が昨年までの費用を下回るような場合は、その差額分について追加で支給するという形になってございまして、今年度、昨年度よりも交付金を下回った行政区の方が51件、補填した金額は43万1,000円ほどという形になっております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 行政事務連絡交付金なのですけれども、電気料を市側で支払う代わりに、行政事務連絡交付金の世帯割が1,000円から500円になったということで、大きい行政区は、今までの1,000円だった支給と自分たちが支払っている防犯灯の金額を払った部分、今回の措置ですとかなり低いもので、行政事務連絡交付金が低くなっちゃったというところがありまして、低くなった場合は補填をするということですが、それはある程度の計算の仕組みがあって、そこ全部今まで頂いていた行政連絡交付金を含めると、自分たちが防犯灯を支払っていたときのほうが交付金が多かったというところは、自分たちの行政区がそうだったのですが、そういうものが実際にありました。

世帯数としては現在180世帯ぐらいなのですが、前は210世帯ぐらいあったんですけれども、そのぐらいの世帯数だと逆に交付金が頂けるものが減っちゃってるという事実があるのですが、その辺のところの部分というのは、どういうふうに把握してるのか、お伺いしたいと思います。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 先ほどの説明の中にもありましたように、交付金につきましては前年度

の交付金の額を支払うという形にしておりまして、例えば今年度の交付金が前年の額より下回った場合、前年度の額に相当する額を追加支給しているという形になります。なので、昨年度の交付金の額を今年度もお支払いしているというような形になっています。

○川村委員長 暫時休憩します。

午後3時25分休憩

---

午後3時28分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大関委員。

○大関久義委員 防犯灯、ページでいうと81ページかな、防犯灯のところなんです。これも、ここの担当でいいんですか。

○甘利総務課長 防犯灯は、危機管理課のほうに。

○大関久義委員 ここではないのですね。分かりました。それは、向こうで聞きます。以上です。

○川村委員長 ほかにありますでしょうか。

田村委員。

○田村幸子委員 79ページの消費生活相談業務委託料なのですが、昨年度は1,610万8,000円で、今年度が1,812万円ということですが、これは200万円ぐらいの差がありますけれども、相談件数が減っているのか、また委託先はどこなのかも含めて、教えていただけたらと思います。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 委託先については、まずNPO法人消費者サポートいばらきというところで、県内、石岡市とかそういったところも利用しておりまして、こちらにつきましては、令和4年度から令和8年度の5年間の債務負担をお願いしているところでございます。

こちらにつきましては、人件費そういったものを加味しまして、向こうからある程度今年度の必要経費というのをを出していただきまして、それを基に年度年度で必要な見直しを行っているところでございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 それは、例えば年間の費用をそちらから請求があるということですが、1年間にどのぐらいのそういった相談件数があったとか、どのような相談があったのかというのは、報告が入っているのでしょうか。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 昨年度の相談件数につきましては553件、今年度は1月末までになるのですが、510件ほど相談があります。

主な内容につきましては、様々な消費者トラブルに関しまして、契約を結んだんですけ

れどもその後履行がされないとか、そういった消費トラブルに関する様々な相談、あとは、契約に関しましてちょっとこういった話があるのだけれどもとか、内容は消費生活になりますので、物を買ったりとか、そういった部分に関する相談が主な内容になっております。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 たまにLINEとかのお知らせの中で、例えばこの市内に詐欺まがいの人たちが入ってますよとか、そういったお知らせとかはあるので、そういったときは、そのNPO法人の委託している事業所から流してくださいとかと言われて流しているのか、自動的にもう流していただいているのか、そこのところはどういう感じなのでしょう。

○川村委員長 総務課長甘利浩行君。

○甘利総務課長 こちらの情報提供、様々でございます。先ほど言ったように、その上部団体から、国の消費者庁からそういった情報が流れてきたりとか、警察署からそういった情報が流れてきたりとか、様々な情報が入ります。その都度、消費生活センターのほうには情報提供を行いまして、今こういったトラブルが県内で発生しますというような情報をいただいて、いろいろな相談業務の参考等にさせていただいているというのが現状でございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後3時32分休憩

---

午後3時33分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

財政課長本図亜紀君。

○本図財政課長 財政課本図でございます。よろしくお願いたします。

予算書9ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

一番上の財務書類作成支援業務委託でございます。財務書類を作成するため、その支援業務を令和8年度から令和10年度までの3か年分、委託するものでございます。令和8年度は歳出予算に198万円を計上しており、令和9年度から令和10年までの費用につきまして、債務負担行為といたしまして286万円を限度額として設定するものでございます。

次に、歳入の主なものを御説明いたします。

予算書20ページを御覧ください。

10款1項1目地方特例交付金、前年度に比べ1,381万2,000円の減の5,055万3,000円を計上しております。個人住民税における住宅借入等特別税額の控除の実施に伴う地方公共団体の減収補填といたしまして、交付される交付金でございます。

3項自動車税減収補てん特例交付金4,685万8,000円、次の21ページ、4項軽自動車税減収補てん特例交付金850万円につきましては、自動車税及び軽自動車税の環境性能割交付金の廃止に伴い、減収分を補填するため創設されたものでございます。

5項地方揮発油譲与税減収補てん特例交付金1,469万2,000円。こちらは、暫定税率の廃止に伴い、減収分を一時的に補填するための特例交付金でございます。

次に、11款1項1目地方交付税の総額は66億円で、前年度比2億円増で計上しております。このうち、普通交付税は61億円でございます。

続きまして、39ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金10億9,800万円につきましては、令和8年度当初予算における一般財源の一部として、その下の2目減債基金繰入金3億1,500万円につきましては、減債基金の目的にのっとりまして公債費元金償還に充てるため、それぞれ繰入れをするものでございます。

6目元氣かさま応援基金繰入金3億4,840万4,000円につきましては、企画政策課が所管しております、いわゆるふるさと納税で令和7年度中に頂いたもののうちから、まちづくり支援や子ども支援などの使い道を指定されたものを一度この基金に積み立てて令和8年度に各種事業に活用するため、当該基金から繰り入れて財源とするものでございます。

次の40ページになります。

7目まちづくり振興基金繰入金1億72万7,000円につきましては、地域交流センター運営事業（友部地区）をはじめ公事業に活用するため、当該基金から繰り入れるものでございます。

次に、48ページをお開きください。

22款1項市債でございます。市債につきましては、公共施設の建設事業など、必要な資金を調達するために発行いたします。将来の世代にも利益をもたらす事業に対して、必要な財源を予算化するものでございます。その主な内容を申し上げます。

まず、一番下、3目農林水産業債は、石井、来栖、稲田地区をはじめとする土地改良事業費などに充てるものでございます。

次の49ページ、4目商工債は、北山公園の屋外スロープ設置測量業務委託などに充てるものでございます。

5目土木債は、1節道路橋りょう債で各種市道整備事業や道水路等整備事業、3節都市計画債では安居工業地域整備推進事業や笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業などにそれぞれ充てるものでございます。

6目消防債は、高規格救急車の更新事業などに充てるものでございます。

7目教育債では、タブレット端末更新事業や、3節保健体育債で市民体育館空調整備事業などにそれぞれ充てるものでございます。

結果、起債は、前年度に比べ1億2,390万円増の18億8,980万円を見込むものでございます。

続きまして、歳出でございます。

主なものを御説明申し上げます。

60ページをお開きください。

一番下になります。2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費1,248万8,000円でございます。主なものといたしまして、12節委託料198万円につきましては、公会計に係る財務書類作成支援業務の委託料でございます。

次に、62ページをお開きください。

5目財産管理費2億1,962万2,000円のうち、財政課契約検査室分といたしまして、915万3,000円を計上しております。

主なものといたしましては、64ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料のうち、3行目の電算システム使用料378万7,000円が、契約検査室分でございます。茨城県や県内34市町村で行っております電子入札システム等の共同利用使用料234万7,000円や茨城県や県内39市町村で行っております入札参加資格の共同受付に当たっての資格申請システムの共同利用料121万2,000円などがございます。

続きまして、81ページをお開きください。

14目基金費6億7,031万8,000円でございます。減債基金の積立金につきましては、2億1,619万4,000円のうち、利子分の積立てといたしまして1,336万4,000円、臨時財政対策債の償還に備える償還基金費として2億283万円を積み立てるものでございます。元気かさま応援基金積立金におきましては、企画政策課において扱います、いわゆるふるさと納税収入見込額4億円を積み立てるものでございます。

続きまして、ページが飛びます。216ページをお開きください。

元金でございます。長期債元金償還として30億2,882万1,000円、その下の2目利子では、長期債の利子支払いとして1億4,204万8,000円を計上しているほか、一時借入れの必要が生じた場合、利子分として一時借入金利子50万円を計上しているものでございます。

次の217ページをお開きください。

12款諸支出金、1項公営企業費でございます。こちらにつきましては、基本的に国の公営企業への繰出基準に基づき、一般会計が各企業会計の予算内容に基づき支出する内容のものとなります。

まず、1目病院事業支出金9,388万3,000円につきましては、18節負担金補助及び交付金のうち、保健衛生行政事務負担金901万4,000円、健診や予防接種など一般行政機能として行われる事務に要する経費について負担するものでございます。

23節投資及び支出金につきましては、企業債元金分出資金2,455万1,000円、市立病院における建設改良に充てた企業債の元金償還分の2分の1相当を、国が示す繰出し基準に基づき支出するものでございます。

次に、2目上水道事業支出金221万5,000円でございます。主なものといたしましては、18節負担金補助及び交付金におきまして、消火栓の維持管理費分として、消火栓維持管理負担金126万7,000円を計上しております。

次に、3目下水道事業支出金9億242万5,000円でございます。主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金におきまして、5段目、分流式の公共下水道に要する資本費に対する補助する分流式下水道等補助金6億2,602万6,000円や一番下になります、維持管理費等補助金1億335万6,000円でございます。

次の218ページ、23節投資及び出資金におきましては、企業債元金分出資金として1億889万7,000円などを計上しております。

13款1項1目予備費は3,000万円で計上しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 ここに直接関係はないんですけれども、合併によって使える資金、何でしたか（「合併特例債」と呼ぶ者あり）合併特例債の現在の残高はどのぐらいありますか。そして、またその合併特例債の使用できる期限がいつまでなのかを含めて、また事業に入っていれば、事業が終了しなくても使用が可能なのか、その辺のところがあれば教えてください。

○川村委員長 財政課長本図亜紀君。

○本図財政課長 令和7年度、今年度末では43億円ぐらい残っている状態になりまして、合併特例債が使える年度は令和12年度までとなっております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 現在の残高が43億円ですらよろしいですね。

そのうち、令和8年度使用されるであろうと、予定されるものを引いた令和8年度末での残高はどのぐらいになるのか。

○川村委員長 暫時休憩します。

午後3時47分休憩

---

午後3時50分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長本図重紀君。

○本図財政課長 すみません。訂正いたします。

令和6年度末までで、38億円になります。申し訳ありませんでした。

○大関久義委員 残が。

そうすると、令和8年度残は。

○本図財政課長 令和8年度で大体2億円ぐらい使う予定になっておりますので、35億円ぐらいが残る形になります。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 分かりました。

○川村委員長 よろしいですか。

○大関久義委員 はい。

○川村委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後3時51分休憩

---

午後3時51分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、資産経営課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 資産経営課の小貫です。よろしくお願いいたします。

まず、歳入でございます。

23ページを御覧ください。

上段です。14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節公有財産使用料88万円のうち、本課分は説明欄1行目の庁舎目的外使用料79万円でございまして、本庁舎内に設置されている水戸地方法務局や玄関ロビーの地図案内板等の使用料でございます。

次に、37ページを御覧ください。

1段目になります。17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入8,388万8,000円のうち、本課分は説明欄2行目の土地貸付収入3,254万1,000円でございます。内容としましては、笠間地区にあります商業施設への貸付けなど43件分の貸付収入となっております。この予算額には令和8年度から旧東小学校跡地利用利活用事業者である株式会社フローエンスの貸付収入は含んでおりませんが、令和7年度までの事業者である株式会社メニコンと同等額の賃借料を収入予定でございます。

次に、同じページの2段目となります。2目1節利子及び配当金1億1,038万7,000円のうち、本課分は3行目のみどりの基金利子55万円と、38ページを御覧ください。1段目の上から3行目の公共建築物長寿命化等対応基金利子1,475万4,000円のそれぞれの利子収入でございます。

次に、同じページの2段目になります。17款財産収入、2項財産売払収入、1目1節不動産売払収入1,000円及び、その下の段、2目1節物品売払収入37万1,000円のうち、1行目の1,000円は、それぞれ項目のみ計上してございます。

次に、39ページを御覧ください。

2段目になります。19款繰入金、2項基金繰入金、3目1節みどりの基金繰入金580万円でございます。これにつきましては、道路や公園施設の管理経費の財源として基金から繰り入れるものでございます。

次に、40ページを御覧ください。

下から2段目になります。14目1節公共建築物長寿命化等対応基金繰入金819万5,000円でございます。これにつきましては、公共施設の解体の財源の一部として基金から繰り入れるものでございます。

次に、41ページの2段目でございます。3項財産区繰入金、1目1節大池田財産区繰入金300万円は、大池田財産区に関する当課職員の事務経費、区域内の集落センター改修費助成などの財源として、大池田財産区特別会計より繰り入れるものでございます。

次に、43ページを御覧ください。

21款諸収入、4項5目2節雑入3億9,919万2,000円のうち、本課分は451万1,000円でございます。

44ページを御覧ください。

上から3行目の自動販売機設置料・電気料46万1,000円は、12台分の自動販売機の設置、電気料などでございます。

その二つ下の行、駐車場使用料403万9,000円は、教職員及び各種団体の駐車場利用料でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の主なものを御説明申し上げます。

62ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費2億1,962万2,000円のうち、本課分は2億1,046万9,000円でございます。主な内容といたしまして、中段の7節報償費10万2,000円は、公共施設等総合管理計画改定の策定委員会謝礼でございます。

下から2段目、10節需用費5,502万7,000円のうち、本課分は5,498万円でございます。説明欄の1行目、消耗品費920万3,000円のうち、本課分は915万6,000円で、本庁舎施設管理関係や事務機器、主に複合機のカウンター料や印刷機のインクなどの消耗品でございます。

す。

2行目の燃料費1,303万9,000円につきましては、公用車の燃料費でございます。

4行目の光熱水費2,512万円につきましては、本庁舎等の電気料や上下水道料でございます。

5行目の修繕料につきましては、766万1,000円のうち、本課分は746万1,000円でございます。公用車の車検時の整備費用や庁舎の維持修繕に係る費用等を計上しております。

次に、一番下の段、11節役務費1,650万3,000円のうち、本課分は1,650万3,000円でございます。主なものとして、説明欄一番上の行、通信運搬費541万5,000円につきましては、本庁舎等の電話料でございます。

63ページを御覧ください。

8行目の自動車損害保険料365万4,000円のうち、本課分は360万4,000円で、公用車の自賠責保険料と任意保険料でございます。

次に、9行目の建物災害保険料623万3,000円は、公共施設、公共建築物の火災保険料でございます。

次に、12節委託料でございます。9,070万9,000円のうち、本課分は8,985万1,000円でございます。主なものとして、説明欄1行目の警備委託料1,668万1,000円は、本庁舎の夜間常駐警備と支所等の機械警備等に関する委託料でございます。

次に、2行目の施設保守点検委託料610万7,000円は、空調設備、自動ドア、エレベーター等の保守点検の委託料でございます。

次に、4行目の施設管理委託料1,346万4,000円は、本庁舎、笠間、岩間支所の定期清掃業務の委託料でございます。

次に、7行目の草刈等委託料282万円は、庁舎周辺の駐車場及び市有地22か所分の草刈り作業の委託経費でございます。

次に、10行目の清掃委託料554万2,000円は、本庁舎や附属庁舎の日常の清掃業務等の委託料でございます。

64ページを御覧ください。

1行目の公共施設ごみ収集業務委託料1,452万円は、本庁舎、笠間、岩間支所の公共施設や公民館、図書館、各小中学校等の公共施設のごみ収集業務委託料でございます。

次に、6行目の電話交換委託料755万1,000円は、民間事業者へ電話交換業務を委託するものでございます。

次に、7行目の車輛管理委託料1,940万9,000円は、公用車の管理事務の効率化を図るため、アウトソーシングによる包括管理を実施するための委託料でございます。

次に、2段目の13節使用料及び賃借料1,573万5,000円のうち、本課分は1,194万8,000円でございます。主なものとして、説明欄1行目の有料道路使用料100万円、2行目のコピー使用料345万2,000円、6行目の土地賃借料588万1,000円は、友部図書館前や本庁舎敷地

南側にある職員駐車場について、民間から土地賃借を行うものでございます。

次に、3段目の17節備品購入費1,794万5,000円は、主なものとして、電気自動車6台を購入するものでございます。

次に、4段目の18節負担金補助及び交付金215万5,000円でございます。

65ページを御覧ください。

説明欄の11行目になります。地域集会所建設事業補助金200万円は、大池田財産区域内の地元管理の集落センターを改修する際の補助金でございます。

次に、24節積立金1,530万4,000円につきましては、みどりの基金、公共建築物長寿命化等対応基金の運用利子分の積立てでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 64ページの車輛管理委託料1,940万9,000円という予算計上があります。

これは、車両をどのように管理委託するのか、何台分なのか、それらをお聞きしたい。

それと、その下の17節の備品購入、これは電気自動車と言っていたんだね、5台分ということなのだけれども、これらの電気自動車はどういう形、普通車なのか軽なのか、そういうものも含めて、この5台のものを同じものを5台用意するのかそれぞれ違うのか、それらをお伺いいたします。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 まず、車輛管理業務委託の件についてでございますが、こちらは今年10月から運用を開始した事業でございます。まず台数が154台を株式会社イチネンというところの管理会社に委託をしております。そこに市内の整備会社と直接やり取りをしていただいて、車検等漏れがないように、車のメンテナンスをしていただくというものの事業でございます。

あと、その次のEV車の購入ということでございますが、こちらは6台を予算化しております。ものにつきましては軽自動車で、現在購入しておりますのが主に軽自動車の日産のSAKURAと、今年2シーターの貨物用自動車というものもEV車で出始めましたので、6台のうち何台かは貨物自動車、各課の要望に応じて、普通の自動車分と、あとその貨物自動車分を分けて購入したいと考えております。

以上でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 車輛管理ということで委託が始まったということなのですから、車検等のものを全部その業者から行くということなのですから、今までは全部入札で

はなくて随契なのか、車検をする場合はどういうふうにして市内の業者に回しているのか。結構、154台あると毎年あると思うのですが、それらはどのようにして車検の部分を業者に委託をしているのか、お伺いしたいと思います。

それと、車の燃料の件なのですが、62ページで、燃料費1,300万円計上上がっているんですけども、岩間支所あるいは笠間支所、それから本庁ということで、ガソリンとか、そういう軽油とかいろいろな形の中で燃料を入れるわけなのですが、それはスタンドというか、そういうものは市のほうで指定されているのか。それとも、課によって、自由にどこでも入れてもいいというふうになっているのか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 まず、車検についてでございますが、以前は、委託する前のお話なのですけれども、入札の指名参加、あとは小規模事業者ということで46者ございまして、そこで地区割り等をしまして、車検を割り振って、ローテーションで組んでおりました。今回の委託業務につきましては、仕様の中で46者のうち、少なくとも半数以上とは契約できるものとするということで、義務ではないのですけれども、努力目標ということで、各全部の整備会社には当たっていただいて、そのうち今契約ができている段階が24者ということになっておりまして、今後の車検についてはその24者で回す予定でございます。当然、それは地区割りで行ってます。

あと、もう1点の燃料のスタンド、どこで入れてるのかというようなお話かと思いますが、こちらにつきましては、公用車のほうにガソリンの燃料カードという、普通のクレジットカードを1台ずつつけて設置しておりまして、それを出張する方が一緒に持ち出しまして、出張先の、市内であれば、例えばその出張先の近いところとかで入れるようにしておりますので、この車はここで入れてくださいというような指定はしてない状況でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 市内、今までは46者ということで、今後は契約をどうですかといったところで、手を挙げてきたのが24者ということなのですけれども、そうすると今まで回ってきていたのですが、今度来なくなっちゃったよというような、そういうクレームみたいなものはないということで、確認したいのですが、それが1点。

それと、カードで決済ということであれば、どこで入れてもいいよということだと思っておりますが、燃料の幅というのは結構あると思うんですよ。今、暫定税率が廃止されて大分安くなってきているのですが、それでも入れる場所によっては5円以上の差額があるので、50リットル入れたら250円の差が出てきちゃうという部分があるので、民間、我々みたいなところではなるべく安いところを選んで入れるというのが普通だと思うのですが、カードだと自由なので、高いが安い、それはカードだったらいいですよというこ

とで、カードの管理ということはそういうことかなと。逆に、市内で入れてもらえば、市内の業者に還元できる、そういうふうな気がするのですが、そういう制約はないということで、確認なのですが、よろしいですか。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 まず、自動車の整備委託の件につきまして、クレームというか、どうしても、今までファクスとか電話で注文いただいたものが、メールとかになってしまうということで、その煩雑な面があると。すぐに対応できないという意見は、当然ございません。そこは、事業者とお話をさせていただいて、そのメールだけ送るのではなくて、アフターで電話で連絡するとか、そういうフォローをしてもらうように考えております。

次のカードなのですけれども、安いところで入れたほうがいいのではないかなというようにお話しと思いますが、やはり市内の安いところばかりで入れてしまうと、市内の業者に偏りができてしまうので、そこはやはり市内満遍なくどこでも入れられるという形を取らせていただいております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 市内、燃料は市内でなるべく入れるようにというような指示はしてるんですか、してないんですか。

○川村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 基本、市内で入れていただくようにしております。ただ、水戸とか出張に行っていて、どうしてもなくなってしまったという場合には、やむを得ず入れることもございます。

すみません。水戸というか、東京とかそういうところで燃料がなくなった、当然満タンにして出かけるのが当たり前の話なのですが、万が一遠出して、どこか遠く他県とかに出張してなくなってしまったという場合には、それは市内では入れられませんので、他県ということではなっております。

○川村委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ここで4時20分まで休憩いたします。

午後4時12分休憩

---

午後4時20分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、税務課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 税務課の山崎でございます。よろしくお願いたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

17ページをお開き願います。

初めに、市税でございますが、税務課所管分であります現年課税分の主なものについて御説明いたします。

1 款市税につきましては、1 項市民税、1 目個人分が3 億2,100 万円増の38 億9,700 万円で、主に所得割について、直近3 年の増加率を利用しまして見込んだ額でございます。

次に、2 項1 目固定資産税につきましては4,900 万円増の53 億4,600 万円で、主な理由といたしましては、新築家屋が建ったことによる増でございます。

続きまして、軽自動車税でございます。軽自動車税につきましては、税制改正により、令和8 年4 月に環境性能割が廃止されることとなっております。伴いまして、これまでの種別割及び令和8 年度に収入する環境性能割2、3 月販売分を合わせて、軽自動車税として計上してございます。なお、減収分につきましては、交付金で補填される見込みでございます。

次に、18ページを御覧ください。

2 款地方譲与税でございます。1 項1 目地方揮発油譲与税は922 万5,000 円減の8,070 万8,000 円でございます。こちらも税制改正により減額されるガソリン税がなくなったことの影響によるもので、交付金で補填される見込みでございます。

次の2 項1 目自動車重量譲与税は46 万5,000 円減の2 億8,998 万4,000 円を計上いたしました。地方財政計画に基づく積算でございます。

3 項1 目森林環境譲与税は121 万8,000 円減の3,525 万円を計上してございます。こちらは、国から提示された見込みによるものでございます。

3 款利子割交付金から、19ページの8 款環境性能割交付金につきましては、県が推計し、県内各市町村へ示された積算資料に基づいた金額でございます。このうち、8 款環境性能割交付金につきましては令和8 年4 月から廃止されるため、4 月以降に精算により発生する額だけを見込んでございます。

20ページを御覧ください。

9 款ゴルフ場利用税交付金につきましては、73 万円増の1 億7,243 万1,000 円を計上いたしました。

10 款地方特例交付金、2 項1 目1 節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金につきましては、238 万9,000 円減の359 万6,000 円を計上いたしました。こちらは、令和5 年3 月31 日までに購入したものが対象ございまして、令和8 年度は最終年となっております。

36ページを御覧ください。

16 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、2 節徴税费委託金につきましては、1

億1,700万円を計上いたしました。県民税を徴収するに当たって、県のほうから頂く委託金になっております。

続きまして、歳出の税務課所管分の主なものについて御説明いたします。

82ページの下段を御覧ください。主なものといたしまして、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、12節委託料1,560万8,000円の主なものにつきましては、3番目の評価替準備業務は、3年に一度の評価替え、令和9年に行います、こちらに向けての事業でございます。及び、83ページを御覧ください。固定資産税支援システムデータ更新委託料につきましては、通常のデータ更新に加え、サーバーの更新に伴うシステムインストールやデータ移行に係る費用が含まれております。そのほかにつきましては、例年実施しております固定資産税賦課に係る業務委託料でございます。

22節償還金、利子及び割引料2,020万円のうち、税務課所管分は2,000万円で、個人及び法人市民税の確定申告などに基づく更生による還付などがございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。

84ページを御覧ください。

主なものといたしまして、10節需用費148万2,000円のうち、税務課所管は111万7,000円で、主に確定申告に関する消耗品費及び印刷製本費でございます。

12節委託料1,376万8,000円のうち、税務課所管分は1,100万8,000円で、主なものは、人材派遣委託料841万,8000円でございます。また、本年は、e L T A Xの次期更改、また納税通知等の電子化に伴う導入支援といたしまして、253万円を計上してございます。

85ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料178万2,000円のうち、税務課所管分は72万4,000円で、所有者調査管理システム使用料及び申告予約支援用ホームページ用ソフト使用料でございます。

18節負担金補助及び交付金1,871万1,000円のうち、税務課所管分は868万2,000円で、主なものは、地方税共同機構負担金753万5,000円でございます。

以上で税務課所管分の歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御願いたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 先ほど、82ページでしたか、3年ごとに固定資産の評価替えをするということで、前段で航空写真を撮影して、それを税務課のほうに通して診断するというようなことであつたのですけれども、航空写真も3年ごとにやっているということで連動してやっているということなのですが、そのシステムをどのように生かしているのか、お伺いいたします。

○川村委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 お答えいたします。

航空写真、GISにつきましては、3年ごとに確かにインストールしておりまして、例えば登記の移転がありましたときに、それ以外の未登記家屋がないかなどを航空写真を使って確認をしたり、これから現地調査に行くというときには周辺のところを見まして、我々が認識している状況と現地の状況が変わっていないか、そういうところを確認をしながら、なるべく持ち主のところと問題を起こさないように、きちんと御説明できるように準備を整える、そういうところで使わせていただいております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 その場合、家屋だけなのか、それとも畑地が畑地でない、いわゆる農地が農地でない状態になっている部分も合わせて見るのか。

あとは、建っていた家屋がなくなってたといった場合は、税務のほうでは申告をしないと課税が続いていくわけでしょう。それらは、その航空写真等々による部分で見て、その所有者に申請を出してくれというような指導もされるのか、その辺のところはどうか、お伺いいたします。

○川村委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 そちらにつきましては、この広大な笠間全域を、前の写真と後ろの写真を引き比べながら全てを網羅するというのは、現状では難しいところでございます。AIなどでそういうことをやれる仕組みなどもございますが、それをもし導入するとすると、またかなりの追加費用が発生するというので、今現状としては無料でできる範囲での協力をいただきまして、危ない、怪しいというか、ちょっと違うかもしれませんよというところに、リストはもらえないのですけれども、地図に色がつくということをちょっと今回やっていただけたので、その近くに現地確認に行くときなどは、例えばもともと家が建っていたはずなだけけれども更地になってるみたいなきには、行きがけに担当地区のものが確認をしてきて、これはおかしいなということであれば、相手方に連絡を取るといったことをやらせていただいております。

ただ、完全に全てを網羅するというのではなくて、気づくための一助として使わせていただいているという状況でございます。

○大関久義委員 分かりました。

○川村委員長 ほかにありますか。

坂本委員。

○坂本奈央子委員 84ページのシステム改修業務委託料253万円なのですが、これはどのようなシステム改修になるのか。御説明では、通知が電子化になるようなお話だったと思うのですけれども、

○川村委員長 税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長　こちらは、私どものシステムというよりも、e L T A Xが数年に1回、大きく仕組みを、システムを更新いたします。そうしますと、それに対応して、私どもの基幹系システムなどが全て直っていく、そのために試験を行う、設定を変更する、そういったことがなかなか高度な知識がなければできないので、基幹系ベンダーの協力を得ながら円滑に行うことが一つと、あとは納税通知そのものを電子化するというのを、e L T A Xのほうで来年に向けて、令和8年度行うことになっておりまして、そちらにつきましても、同じように円滑に導入できるための支援というのを基幹系ベンダーにさせていただくための費用でございます。

○川村委員長　坂本委員。

○坂本奈央子委員　納税通知そのものが電子化ということは、メールでお知らせが行くとか、そういうことなのでしょう。今は紙ベースで行ってるものが電子化されるというのは、どういう。すみません、メールなのか。

○川村委員長　税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長　通常のメールですとちょっと逆にセキュリティーが危ないので、メールではないらしいんですけども、まだ我々にも細かいところが、前もって何らかの多分e L T A Xに登録をした方が、手続をきちっと取った人だけがe L T A Xを通じて納税通知を電子でもらうことができるといった仕組みであるというふうには聞いております。

ただ、細部については、我々もこれから学ぶところでございます。

○川村委員長　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長　ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後4時34分休憩

---

午後4時35分再開

○川村委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、収税課の所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

収税課長打越英樹君。

○打越収税課長　収税課の打越です。よろしく申し上げます。

予算書17ページをお開きください。

初めに、歳入のうち、収税課所管分の主なものについて御説明いたします。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人分、2 節滞納繰越分として3,750万円。

2 目法人分、2 節滞納繰越分として140万円。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、2 節滞納繰越分として4,140万円。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、2 節滞納繰越分として400万円をそれぞれ計上しております。

続きまして、24ページをお開きください。

14款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目総務手数料、2 節督促手数料につきましては、市税の滞納に対して督促をした際の手数料として200万円を計上しております。

続きまして、41ページをお開きください。

21款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、1 節延滞金につきましては、市税の滞納分に係る延滞金として2,000万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

83ページをお開きください。

ページの下段になります。2 款総務費、2 項徴税费、2 目賦課徴収費8,685万4,000円のうち、収税課所管分は4,130万円でございます。主なものについて御説明いたします。

1 節報酬におきまして、パート報酬2,455万4,000円のうち、収税課所管分として1,049万8,000円の計上をはじめといたしまして、次のページの84ページにまたがりまして、8 節旅費まで、市税等徴収嘱託員4名分の雇用に関する経費といたしまして1,708万3,000円を計上しております。

続きまして、中段の11節役務費を御覧ください。財産調査などに要する郵送料としまして、通信運搬費96万8,000円のうち、87万6,000円を計上するほか、4 行目の市税の収納取扱手数料508万2,000円の計上が主なものでございます。

続きまして、12節委託料につきましては、上から4 行目の市税の収納データ業務委託料227万5,000円の計上が主なものでございます。

続きまして、85ページをお開きください。

13節使用料及び賃借料につきましては、上から3 行目の預貯金等照会システム使用料105万8,000円を計上しております。

続きまして、18節負担金補助及び交付金につきましては、上から2 行目の茨城租税債権管理機構負担金862万2,000円のほか、下から二つ目の地方税共同機構共同収納手数料負担金140万7,000円を計上しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○川村委員長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

**○大関久義委員** 17ページなのですが、滞納の部分を固定資産税、法人税、あといろいろな形の中で計上があります。この今計上されている部分というのは、令和8年度でこのぐらいは入ってくるであろうという部分を計上されていると思うのですが、そ

れが令和7年度も同じように、そういう目的でやっていると思うのですが、それと今度は回収率というのは今のところどのぐらいにそれぞれなっているのか、ちょっとお尋ねしたい。

○川村委員長 収税課長打越英樹君。

○打越収税課長 滞納繰越分の計上におきまして、現在この計上の仕方としましては現在の収入状況を見たりとかしまして、これからどのぐらい入ってくるのか、どのぐらいが収入未済として残るのかということで来年度の調定としてまず想定しまして、それに対しまして過去2年ないし3年の徴収率の平均を掛けまして、来年度の見込みとして滞納繰越分の収入見込額を計上しております。

あと、収納率、それぞれ税目ごとでよろしいですか。

○大関久義委員 それぞれの分野、いわゆる個人分、法人分等について、お伺いしたいと思います。

○川村委員長 収税課長打越英樹君。

○打越収税課長 それでは、令和8年度の予算の中で、個人市民税の滞納繰越分は、徴収率が31.5%で見込んでおります。法人市民税につきましては、29.78%で見込んでおります。固定資産税の滞納繰越分は20.01%、軽自動車税の滞納繰越分は25.63%で見込んでおります。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 滞納整理は、本当に大変だというふうに思っております。行っても、なかなかそこまで行かない。

そして、最後にどうしても頂けないというときに、差押え等々まで行くと思うんですけども、そういう部分で差押えまで行く件数というのは、年間どのぐらいございますか。

○川村委員長 収税課長打越英樹君。

○打越収税課長 差押えの件数でございますが、令和6年度の実績としましては、年間156件行っております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 差押えして入る部分というのは、なかなか入ってこないと思うんですよ。というのは、金融機関から借りたり何かすると、抵当権等々は優先順位がもうこの金融機関のほうが上で、市のほうでやった場合にはその後になってくるので、なかなか難しい部分が生じてくるかと思うのですけれども、話合いの中で、先ほど言っていた固定資産のほうが31.5%を予定している。それから、その法人が29%ということで、かなりの高い確率で収税をしているということで本当に大変なところ、御苦労が見えると思うのですけれども、差押えに至って市のほうに入る部分というのは、過去差押えした物件の中で、どのぐらいの率というのが過去にありましたか。

○川村委員長 収税課グループ長内桶隆博君。

○内桶収税課G長 収税課の内桶です。

今の質問なのですが、私のこれまで収税課に在籍した中では、換価率ですか、差押えして換価する金額としては、おおむね7,000万円前後となっております。

○大関久義委員 年間。

○内桶収税課G長 そうです。それは、給与差押えとか預金とか、全て含めたものとなっております。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 分かりました。大変な業務だと思うので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○川村委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後4時46分休憩

---

午後4時47分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理課所管の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 危機管理課谷田部でございます。

歳入、予算書23ページを御覧ください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、3節駐車場使用料765万円は、駅前駐車場2か所の使用料でございます。

続いて、予算書24ページを御覧ください。

2項手数料、1目総務手数料、1節自動車臨時運行許可申請手数料59万4,000円は、仮ナンバーの事務手数料でございます。

予算書32ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金1,378万9,000円のうち、810万円は原子力地域振興事業費補助金でございます。事業内容につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

歳入は以上です。

続きまして、歳出でございます。

歳出について主なものを御説明いたします。

予算書76ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目交通安全対策費603万5,000円は、交通安全に関する推進費でございます。主なものでございますが、1節報酬に、交通安全教室などに携わる交通安全指導員1名分のパート報酬、そして3節職員手当等でございます。

次の77ページ、18節負担金補助及び交付金230万円は、交通安全キャンペーンや立哨活動など交通安全推進を図る団体として、笠間地区交通安全協会負担金や交通安全母の会への補助金でございます。

13目市民活動費3億9,420万6,000円のうち、危機管理課所管分4,973万1,000円は、防犯活動の推進や駅前駐車場の管理費用などで、前年度と比較すると1,010万円の減となります。主な要因は、安心安全防犯緊急対策事業の終了によるものでございます。

7節報償費に、セーフティサポーター報償費として242万1,000円を計上してございます。次のページ、78ページを御覧ください。

10節需用費、光熱水費683万9,000円は、危機管理課が所管する防犯灯や防犯カメラなどの電気料や防犯灯の修繕料などを計上しております。

12節委託料に、危機管理課が所管する防犯カメラ55か所の機器管理委託料や、次ページに、駅前に設置する駐輪場、駐車場の管理委託料でございます。

14節工事請負費のうち、防犯灯の新設及びLED化工事など、防犯街路灯設置工事費や、次の80ページに、安居及び日草場内内の2か所に防犯カメラを設置する防犯設備設置工事費228万6,000円などを計上しております。

17節備品購入費222万9,000円は、民間交番あさひで、防犯活動に使用する青色赤色灯つきパトロールカーの老朽化に伴い、更新購入するものでございます。

18節負担金補助及び交付金、次ページ、81ページを御覧ください。防犯灯管理費補助金2,200万4,000円は、行政区が管理する防犯灯について、防犯灯管理費補助金2,240万円として令和4年度から補助を行っておりますが、引き続き管理費、電気料金相当分を補助していくものでございます。

なお、行政区が管理する防犯灯を、今後は市に移管を受けて管理していくことで検討を進めており、3月19日の全員協議会で説明を予定しているものでございます。

次の19節扶助費40万円は、本年1月1日に執行した犯罪被害者等支援条例に関連し、犯罪被害者遺族見舞金30万円及び被害者重症病お見舞金10万円でございます。

ページが飛びますが、181ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、4目災害対策費2,901万2,000円は、防災及び災害対策などに関連する費用で、危機管理課所管分は2,864万円、前年度と比較し2,760万円の減でございます。主な要因は、県防災情報ネットワークシステム関連機器更新事業費などの減によるものでございます。

次の182ページを御覧ください。

10節需用費、消耗品費496万8,000円は食料、飲料水などの備蓄品の購入、光熱水費は防災行政無線の電気代など、そして12節委託料は、防災行政無線保守点検委託料として、親局、そして中継局、拡声子局など機器保守に伴う費用でございます。

17節備品購入費470万8,000円は、県補助金を活用し、拠点避難所など水の確保として、組立て式給水タンクや簡易ベッドなどを整備するもので、今後も災害対応力の強化を図ってまいります。

18節負担金補助及び交付金に、次ページ、183ページになりますが、茨城県防災ヘリコプター運航負担金や被災者生活再建支援システム運営負担金など、また自主防災組織強化支援事業補助金は、地域の防災力の強化を目的に結成後10年を経過した自主防災組織へ、老朽化した資機材の購入費用として10万円を限度として補助するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 81ページ、防犯カメラ設置、光熱水費として2,200万円程度となっているんですけども、市内に防犯カメラはどのぐらい設置してあるのか。そして、その利用等々について、お伺いしたいと思います。

それと、新たに今度は防犯カメラを設置するということもありましたので、その辺のところ、もう少し具体的にお聞きしたいと。

○川村委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 設置箇所で……。

○大関久義委員 ごめんなさい、683万円でした。

○川村委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 まず、防犯カメラの設置場所でございますけれども、駅または主要な交差点としてございます。設置箇所数でございますけれども55か所、台数にして114台を設置してございます。

主な使われ方でございますけれども、これは主に警察のほうで利用といいますか、活用しているということで、犯罪が起きたときの追跡調査あるいは交通事故などの活用、事故の再現とか見直しとか、そういったときに利用しているものでございます。

新たなところを2か所というところで、場所的には旧笠間、そして岩間ということで、まず、岩間から言えば安居地区になりまして、郵便局、南川根郵便局のところのちょうど十字路のところと、あと日草場は50号から自動車学校のほうに入ってきてまして、そうすると、真っすぐ行くと斎場のほうに、あるいは北山公園に行くところなのですが、あ

そこの交差点のところに設置する予定でございます。場所は、2か所でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 分かりました。

それと、防犯灯の補助金、電気料、これが2,200万円の計上なのですけれども、各行政区が設置した部分の防犯灯まで電気料支払いをするよと。それから、行政区と行政区の間に設置した防犯灯は、今までも笠間市のほうで負担していたと思うのですが、それらを含めて今、防犯灯の箇所数というのは分からないでしょう、多分膨大な数になるので。その中で、防犯灯の希望が、今言った行政区と行政区の間のところで暗いところもあるよというような申請があった場合に、その対応はどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

○川村委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 今、大関委員からあった、行政区の台数とか把握し切れてないところがあるのですけれども、まずシステムに入ってまして、ある程度は、平成23年に一度調査をかけまして、システムは持ってます。ある程度の場所は、もう特定できるということなんです。ただ、行政区によっては、自前で、個人のところでつけているところなんか、うちのほうでも補助金のつながりもございませんので、そういったところが抜けちゃっているところもあるのかなとは思ってます。

一応、概算でございますけれども、約8,000基が行政区の、その程度あるというふうに思っております。また、市の管理の行政区でございますけれども、これが1,700基程度ということで把握してございます。

また、先ほどのちょうど行政区と行政区の間のところにつきましては、基本的には、当然防犯灯でございますので、人が歩くところということで必要なところに設置するというので、一番多いのは学校関係ですか、学校安全プログラムがございまして、うちのほうと、あと学校関係と、あとPTA、教育委員会等含めて見直しをしまして、必要なところには設置するというので進めております、対応してございます。

○川村委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

執行部の退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時59分休憩

---

午後5時00分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで財政課より発言が求められていますので、修正があるようなので、入室させます。

財政課長本図亜紀君。

○本図財政課長 度々訂正のほう申し訳ありません。先ほど大関委員から御質問がありました合併特例債なのですけれども、私、すみません、基金の金額も入れてしまいまして、お答えしてしまいました。

令和6年度末、こちらのほうが55億円残っております。令和7年度末になりますと、大体43億円から47億円残る形になります。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 その間があるのは何。

○川村委員長 財政課長本図亜紀君。

○本図財政課長 まだ、額が、前年度分も今やっている工事等がまだ確定しておりませんので、幾ら借りられるかが分かっていない状態になっています。

あと、令和6年度から令和7年度に繰り越している事業のほうもまだ全部が終わってませんので、幾らこの工事にかかったのか、それがまだ分かってませんので、そこでちょっとこの差が出てくる形になります。（「流動的なものだから」と呼ぶ者あり）そういうことです。

令和8年度は、同じような形で令和7年度から令和8年度に繰り越す工事等もありますので、大体令和8年度末になりまして、40億円から44億円ぐらい残る形になります。

○川村委員長 では、暫時休憩いたします。

午後5時02分休憩

---

午後5時02分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はここまでとなります。

報告書の作成に当たり、本日の審査分について委員の皆様のお意見を伺いたしたいと思います。自由討議に入りたいと思います。

御意見がございましたら挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 あしたのことになりますけれども、あしたは2局3課、合計五つになりまして、あしたは再開を10時からといたします。

あしたは、監査委員事務局と会計課、環境政策課、資源循環課、議会事務局の順で行ってまいります。

ほかにないようですので、以上で自由討議を終結いたしまして、本日の日程はここまでとなります。

あした10時より再開いたしますので、御参集願います。

午後5時03分閉会